

第九十六回
参議院内閣委員会會議録第七号

昭和五十七年四月十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月八日

板垣 正君

補欠選任
安孫子藤吉君

四月十二日

関口 恵造君

補欠選任
山内 一郎君

安孫子藤吉君

板垣 正君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

遠藤 要君

委員

伊江 朝雄君

林 道君

片岡 勝治君

柄谷 道一君

板垣 正君

岡田 広君

源田 実君

検垣徳太郎君

堀江 正夫君

野田 哲君

矢田部 理君

山崎 昇君

中尾 辰義君

安武 洋子君

泰 豊君

田 國男君

田 國男君

田 國男君

田 國男君

田 國男君

政府委員

内閣官房内閣審
議室長兼内閣総
理大臣官房審議
室長

石川 周君

人事院総裁

藤井 貞夫君

人事院事務総局
給与局長

斧 誠之助君

内閣総理大臣官
房広報室長兼内
閣官房内閣広報
室長

小野佐千夫君

総理府人事局長

山地 進君

総理府恩給局長

島村 史郎君

常任委員会専門
員

鈴木 源三君

外務省アジア局
外務参事官

長谷川和年君

外務省アジア局
中国課長

池田 維君

厚生省援護局援
護課長

沢江 楨夫君

説明員

本日の会議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十二日、関口恵造君が委員を辞任され、その補欠として山内一郎君が選任されました。

○委員長(遠藤要君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田

邊総理府事務局長。

○国務大臣(田邊國男君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額するとともに、戦没者の遺族、傷病者等の処遇の改善の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の一層の充実を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、昭和五十六年度における公務員給与の改善を基礎として、昭和五十七年五月から、恩給年額を増額しようとするものであります。また、公務員扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等については、同年八月からさらに増額を行い、公務員扶助料については遺族加算を含み年額百三十二万円を保障することとしております。

その第二点は、普通恩給等の最低保障額の増額であります。

これは、長期在職の老齢者に係る普通恩給の最低保障額を昭和五十七年五月から七十九万二百円に引き上げ、その他の普通恩給及び普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げるほか、さらに、同年八月からは、長期在職者に係る普通扶助料の最低保障額を五十二万円に引き上げ、その他の普通扶助料の最低保障額についてもこれに準じて引き上げることとしております。

以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(遠藤要君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○堀江正夫君 私は、まずトロラストの患者の国家補償の問題につきまして伺いをいたしたい、このように思います。

戦時中ドイツで開発、輸入をされ、主として軍病院等で戦傷部位の外科手術を行うときに血管や肝臓等のレントゲン撮影の造影剤としてトロラストが使われた。このトロラストは、御承知のように放射性物質である二酸化トリウムを成分としており、一度体の中に入ると血管壁や肝臓等に沈着をしまして、生涯排出をされることがなく、そこにとどまって半永久的にアルファ線を放出をする。その結果、肝臓血管リンパ組織等に強い影響を与えて、肝がんであるとか肝臓癌であるとか白血病等の悪性疾患を誘発する危険性が高い、このように言われております。

戦後、一部の医学界での研究指摘を受けて、厚生省で昭和五十二年と五十三年度に傷病軍人を対象として実態調査を行われたようでございますが、どの程度の人を対象にして調査をしたのか、そしてそのうちのどの程度の人にトロラストの残留が確認されたのか。また、そういう人に対してどのような措置をとっておられるのか。これは厚生省がやったこととありますが、きょうは厚生省を呼んでおりません。そこで、恩給局として承知をされておる限度で結構でございますからお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(島村史郎君) 先生御指摘のとおり、厚生省では昭和五十二年と五十三年度にトロラストの調査を実は実施いたしております。戦傷病者手帳に基づきまして、戦傷病者の手帳を持っ

ている者約十五万人につきまして厚生省がトロトラストの受診票というものを発行いたしまして、それに対して、約三分の一の五万人程度の方がトロトラストの検査を受け付けております。昭和五十二年、五十三年、この両年にわたりましてそういう検査を全国にわたって実施いたしました結果、この五万人の中から六百九十九人についてどうもトロトラストの注入の疑いがあるということでございます。

その後厚生省では、さらに五十四年以降二回目の定期検診あるいは随時検診をやりますとともに、その検診の結果に基づきましてトロトラスト沈着者の健康管理委員会というのを設けまして、そこで検査をさらにいたしましたところ、トロトラストの沈着者が二百二十四名おるといふことでございました。当初全国にわたって、いま申し上げましたように一般的に調査した場合には六百九人であったが、そういうふうな調査した結果は二百二十四名ということでございます。

したがって、これらの二百二十四名の方々に對しましては、現在厚生省におきまして健康管理委員会で経過観察をし、要注者につきましてはさらに精密検査を行っております。トロトラストが沈着している方というのは、先生御承知のように、それが発病いたしますと半年もしくは一年半でがんその他で死亡するというところでございますので、したがってその早期発見、早期治療というふうなことで、厚生省がそういう管理体制を整えて現在やっておりますというふうに私どもは聞いておるところでございます。

○堀江正夫君 いま調査状況につきましてお聞きしたわけですが、その沈着者二百二十四名ですが、その中ですでに亡くなられた方も相当ある。

そこで、総理府恩給局にお聞きしたいのは、このトロトラストの残留が認められておられるそういう人に対して、恩給制度上どのような考え方でどのような取り扱いを現にしておられるのか、またされようとしておられるのか。聞きますと、三十七

年にトロトラストのがんで亡くなられた人に公務扶助料を出しておられるというふうにも聞いておりますが、現在何人ぐらゐの人に恩給を出しておられるのか。また、その傷病恩給と公務扶助料、これはどのような分類、数になつておられるのか、この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(島村史郎君) 一般に公務傷病を受けるいは物理療法というふうなことでいろいろ治療をやりますが、その治療の結果、さらにいろいろの問題が起きたという場合に對しまして、それは私どもとしては傷病恩給の対象にしているわけでございます。確かにトロトラストというのは、発見された当時は、これは大変な医学上の大発見であるといふことで、ドイツで開発をされてそれが広く世界的に使われたわけでございますけれども、さらに医学が進歩いたしますと、その結果は、いまも先生がおっしゃいましたようにアルファ線が出て、それが二百五十年も体内にとどまつていくといふことでございますから、これは非常に大変なことであるといふことで、私どももこれにつきましては傷病恩給の実は対象にいたしておるわけでございます。

現在まで、昭和三十一年からいろいろそういう恩給法上の措置をいたしておるわけでございますけれども、現在公務起因と認めて恩給を給した件数は、傷病恩給で全部で百一件でございます。すでに亡くなられた方、公務扶助料につきましては九十五件、傷病恩給が百一件、公務扶助料が九十五件、合計百九十六件これを支給いたしております。

○堀江正夫君 いまもお話がございましたように、恩給制度として現にこれを取り上げていただいておる、大変結構なことだと思いますが、いまも御説明ありましたように、発病をたんしてからでは実際には間に合わない。後から公務扶助料を上げるといふ結果になりがちである。そこで、初めから残留者とわかつておれば、それに対して恩給の受給の資格を与えるのか、あるいは残留者

ではだめなんで、やはり何らかのそこに症状が出てこなければいけないといふことなのかどうか。あるいは実際には格づけずとも、一項から七項があり一款から四款がある。どれに格づけするかといふことは大変むずかしいだろうと思ひます。その上に、すでに本来の戦傷で格づけされておる。それにこゝろからトロトラストという症状が出てきたといふと、それはまた上乗せをするにしてもどの程度上乗せするかといふ問題もあるだろうと思ひます。大変そういうことで問題があるだろうと思ひますが、何か格づけ上の基準といふものはあるんですか。

○政府委員(島村史郎君) いまのところは別に基準といふのをまだつくっておりません。それで普通、トロトラストの沈着者だけにつきましては、そのの自覚症状が実はございせん。いままでトロトラストの沈着者に傷病恩給を出しておりますのは、すでに何らかの傷があつて、それで傷病恩給を申請した場合に、それを審査してトロトラストの沈着があつたといふことがわかれば、そのトロトラストの沈着に對して何らかの措置をしていくといふのが現状でございます。

しかし問題は、トロトラストの沈着だけがあつて現在そういう傷病の自覚がないといふ方に対してもある程度そういう措置をする必要があるのではないかと。いふに実は私どもも現在考えておるわけでございます。したがって、そういうことについて私どもも早急に顧問医の先生方ともいろいろ相談を申し上げ、なるべく早い機会にトロトラストの沈着者に対して何らかの措置をしてまいりたいといふふうな考えておるわけでございます。

ただ、非常にこれ問題がございしますのは、さつき申し上げましたように、トロトラストといふのが発病いたしますと、半年か一年半ぐらゐで亡くなられるといふことでございします。これをいまだにいわゆる御存じない方、そういう方に対して、あなたはトロトラストの沈着者であるかどうかといふことを言うのが果たしていいのかわかると

いふような問題も実はございします。そういうようなこともいろいろ兼ね合わせながら顧問医の先生方と御相談をし、いろいろの対策を進めてまいりたいといふふうな考えております。

○堀江正夫君 ひとつぜひともこういう患者、これはもう言うまでもなく、国が一方的に責任を負わなければならぬ問題だと思ひます。また、こういう残留を確認されておる人といふのは大変不安の中で毎日を送つておられると、このように思ふわけでございます。さらに申し上げますと、五万人だけしか返答をよこさなかつた、しかし実際にはもっとおるんじゃないか、恐らく厚生省でこれも調査をされるんだろうと思ひます。さらに、残留を確認された人でも、あるいは自分で恩給の申請をしておらないという人もおるかもしれない。そういうふうな問題も含めまして、この問題を何とかもつと前向きで処理をしていただきたい。また、少なくとも申請した者については、格づけの面についてもさうでございしますし、早く査定をして処置するといふ面においても温かい配慮をお願いしたいと、このように思ふわけでございます。もう時間でございますから、事務当局、さらに総務長官の御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(田邊國男君) トロトラストの残留者に対する恩給処遇については非常にむずかしい問題もあらうかと思ひますが、御指摘の次第でもございします。今後とも鋭意前向きに検討をしてまいります。

○政府委員(島村史郎君) この問題につきましては、恩給局はもとよりのことでございしますけれども、いろいろ厚生省とも十分連絡をとりまして、できる限りの措置をしてまいりたいといふふうに考えます。

○板垣正君 私は、公務扶助料と恩給等につきましては毎年のように改善措置が行われてきておりますが、今後とも引き続き高齢化を迎へつつある遺族等に対する処遇の問題について御配慮いただくように冒頭お願いを申し上げます。

きようお伺いしたいことは、前の予算審査のときの内閣委員会でもお伺いしたわけでございすが、その後予算の成立を見ましたが、例の戦後処理問題についての懇談会経費ですね、これについてすでに総理府の方では具体的な作業に入っておられると思いますが、その状況についてまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石川周君) 御承知のように、戦後処理問題懇談会につきましては、予算編成時のいろいろな経緯を踏まえまして、戦後処理問題につきましても、戦後処理問題にきまつて、民間の有識者による公正な検討の場を設けまして検討をお願いするようにしたいということ、五十七年度予算五百万円をお願いいたしまして予算の成立をいただいたところでございします。

私もといたしましては、この予算成立を受けまして、戦後処理問題懇談会につきましてその発足のための準備中でございしますけれども、何分にもむずかしい問題でございまして、慎重に進めてまいらなければならぬと考えております。まだ具体的に御報告申し上げるような段階には至っておりません。

○板垣正君 今後のこれに対する取り組み、そうしたことについては一応の構想はおありじやないかと思ふんですね。いわゆる戦後処理問題についてどういふふうな取り組み方でこの懇談会を構成し、またいわゆる諮問というふうになると思ふんですけれども、その辺はどういうふうな考えでございしますか。

○政府委員(石川周君) どのような運営の仕方になるかと申しますと、これはお願いをいたします懇談会の委員の方々の御意思を尊重しなければなりませんので、政府がいまからどうこうという運営の仕方につきましては推測申し上げるといいますか、お答え申し上げるのはいささか適当でない面もございします。ただ、通例のこの懇談会の運営のあり方といたしまして、拝見いたしております、ともかくいろいろな関係者から、政府あるいは民間のそういう意識を持っておられる方々から幅広く御意見、考え方をまずヒヤリングをするというのが順序であらうかと思ひます。そしてまた、この問題はかなり幅広いいろいろな御意見を持つておられる方がございしますし、これまでの長い経緯もございしますし、有識者の方に相当時間をかけてまずいろいろな御意見を承り、ヒヤリングをしていただくというのが順序であらうかと、そんなふうにご予想いたしております。それからいろいろな御議論をいただいたお答えをいただくということになるんだらうと存じております。

それから、諮問というふうな御質問でございしたけれども、これはいわゆる法律に基づかない総務長官の私的な懇談会でございまして、正式な諮問というふうなものにはございせん。ただ、懇談会を最初にお伺いいたしますときに、政府の方から、総務長官から、従来の経緯その他お願ひをするに至る趣旨、そうしたもののこあひさつ、お願ひは当然にさしていただくことに相ならうかと思ひます。

○板垣正君 いまのお考え方、私はちよつと非常に懸念を持つてございします。この戦後処理問題についての懇談会が設けられるに至るまでの経過は十分御承知だと思ひます。

昭和四十二年の大蔵大臣、総務長官、自民党三役の間で、戦後処理問題はこれで一応けりをつけると、こういう取り交わしがあつた。しかし、現実にはやはり戦後処理問題、いろいろ残された問題についてはその後も、従軍看護婦の問題であるとか旧満蒙開拓青年義勇隊員の問題、いろいろ取り上げられてまいりましたが、特に今度大きく取り上げられたといひますか関係者として提起されておりますのは、はつきり申し上げましてソ連抑留者の関係の問題であります。もう一つは、いわゆる恩給欠格者の問題であります。もう一つは海外資産の問題でございします。

特にソ連の抑留者の問題については、一般の外地からの引揚者とは状況が非常に違ふ。こういうような特異な形でございまして、前々からこの戦後補償の問題について強い関係者の要望があり、

そうした経緯から、この四十二年の申し合わせを一応踏み越えて、政府として公の場でこれらの問題を取り上げようということになったわけでありますから、ソ連抑留関係者あるいは恩給欠格者等、非常な期待を持つてこの成り行きを注目をしているわけであります。したがひまして、いまのお話のように漠然とした一般的な形で御意見を承ります、関係者の意見を聞きますというだけではどうしてこの結論を得るのはむずかしいんではないか。

そこで、総務長官にお伺ひしますが、やはり戦後処理問題の中でも、特にソ連抑留者の問題なり恩給欠格者の問題、そうした具体的なテーマを取り上げて、そうしたこの扱いについてひとつ公正な審議といひますか懇談をお願いするというふうな方向でお進めいただきたいと思ひますが、いかがでございしますか。

○國務大臣(田邊國男君) 戦後処理の問題に関する懇談会を設けることにつきましては、いまお話がございしましたように、昭和四十二年に総理は明確に戦後処理は終わったという表現をされております。しかし、その後一部におきましていろいろこの戦後処理の問題に対する意見が非常に出てまいりました。また各党においてもその意見が出てまいりました。私もはここの事情を伺ひまして、それらの主張の中には、いわゆるソ連抑留者の問題それから在外資産の問題、あるいはまた恩給欠格者の問題等、いわば戦後処理の問題としてこれが含まれているということは承知をいたしております。

ただ私は、私的諮問機関として民間の有識者による懇談会をつくるわけでございしますが、私の考え方といたしましては、皆様に戦後処置はどうあるべきかということをお願いをするわけでございまして、それとこの問題をこの中で議論をする、こういうことではございせん。やはりその点は自由には有識者の皆さんが意見交換をされ、そして意見を発表される。時においてはいろいろな関係者が呼ばれその意見を述べる。こういうことで、有識者の皆さんがどうこれを考えるか、こういう懇談会ではございします。私といたしましては、この懇談会にお任せをしてその結論を待つと、こういう考え方に立つてこれを進めていくべきではないか、この判断をいたしております。

○板垣正君 お考えはわかりましたが、その懇談会のメンバー、どういふメンバーを選ばれるか。この点についても、ひとつこの問題について公平な立場で、しかも豊富な社会経験を持たれた立場で御判断いただけるような方をメンバーにぜひ入れていただきたい。また関係者がそうした会で、いまお話がございましたが、十分希望、意見を述べる機会を設けていただきますように御配慮願ひたいと思ひます。

外務省お見えですか。——これもこの間の内閣委員会でお伺ひしたわけですが、いわゆる台湾の元軍人軍属の方々の問題であります。その後、超党派的にできております議員の関係懇談会におきましても、具体的にこの取り組みについていろいろ検討されまして、党派を超えてこの国会中に何とか議員提案等でまとめて、とにかくあの戦争で旧軍人軍属として亡くなった方、傷ついた方、これにしばつてひとつ具体的な処遇を早急に措置を講じようと、こういうことで作業に入つておられるのでございします。

また、この問題については、わが党においても、過半数の大臣からこれはもう実現すべきだという署名までいただいております。こういうことで、ようやくにしてこの問題解決の機が熟してきたという感を深くするわけでございしますが、この担当と申しますか、扱つていただいていると思ひますが、外務省はこの問題についてどういふお考えか、承りたいと思ひます。

○説明員(長谷川和年君) お答えいたします。この問題に關しまして外務省としましては、先般二月に東京地裁における判決がございまして、その後関係省庁とこの対応ぶりにつきまして種々協議を行つた経緯がございしますが、現在、欧米各国に對して、欧米各国における同種の問題に關す

る対応ぶりにつきまして実例を先般来調査しているところがございます。現在までのところ、イタリー、アメリカ、フランス等からは一応の回答が参っておりまして、これ以外にドイツ及び英国にも照会しておりますが、まだ回答が来ておりませんので、回答につきまして督促しているところでございます。

先生御承知のとおり、この問題に關しましては、台湾側との關係とかあるいはほかの分離地域との問題あるいは日台間の全般的な請求權の問題とか、さらには現在の日本側の財政の問題とか、いろいろございまして、われわれとしては誠意を持ちまして、人道上的観点から今後どうやって本件について対応するか、検討してまいりたいと思っております。

○板垣正君 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

それで、この問題については今後とも外務省が担当と申すか、いずれこの問題も具体化されて、これは政府として取り上げていただかなければならないわけですが、そういう政府の立場では外務省が——もちろん關係するところが出てくると思ひますが、中心となつては外務省で今後とも引き続き推進していただけると考へてよろしいわけですか。

○説明員(長谷川和年君) お答えします。

この問題の対外的な面、たとえばたいまも申しました各国における実例の調査とか、それ以外の対外的な面につきましては外務省が職掌柄責任を持って取り進めてまいります。国内的な面につきましては総理府の方でまとめて検討していかれるということになると思ひます。

○板垣正君 この問題につきましても、ひとつ総務長官、いまやはどうしてもこれ総理府でひとつまとめて、具体化の段階ではインシアチブをとっていただくというかが一番私どもとしても希望したいところでございます。この問題についても総務長官のひとつ御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(田邊國男君) 各省との話し合いの中で総理府がこれをやるということになりましたら、私もその対応をいたしまして、これに積極的に取り組む考えであります。

○野田哲君 まず、恩給の改善措置の前提となる公務員給与の取り扱いについて人事院の見解を承りたいと思ひます。

公務員給与についての人事院の考え方の基本につきましては、藤井總裁と私は、この委員会でもう七年やりとりをしてきているわけでありまして、よくわかつているつもりなんですけれども、公務員給与をめぐる環境が年々変わつてきておりまして、せつかくの昨年の人事院の勧告についてもこれが値切られる、こういう結果が昨年出ておりまして、その値切られた形が、恐らく今度はそれが要因となつて恩給の改善措置が実施が後退をする、こういう結果を招来をしておりますので改めて見解を承つておきたいと思ひますが、人事院總裁としては、公務員の給与の取り扱いについて、国家公務員法の二十八条に情勢適応の原則というのが規定してあるわけでありまして、それに基づいて現在勧告に向かつての作業、検討をやられていてあると思うんですが、まずその原則的な立場というものを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 現行の制度のたてまといふものについてはある申し上げる必要はございません。すでにこのやり方というものは長年にわたつて定着をしておりますし、このやり方自体がまことに完璧であつて何ら改善すべき余地もないほどだとまでは申しませんが、その都度改善すべきことは改善するということの積み重ねで今日まで来ておるわけでありまして、私といたしましては、やはり世界各国でもこの方法というものが一番すぐれた方法であるというふうに申し上げても口はばつたこととは考へておりません。したがひまして、いまこの給与に關して種々論議があることは十分承知をいたしておりますが、しかし現行の制度が厳存いたします限り、このやり方を変えるつもりはございません。すなわち、基

本的には官民の給与を比較して検討し、その較差があればその較差を埋めていただくという基本姿勢をもつて対処してまいる所存でございます。この点については、従来の方針といささかも変更はございません。

したがひまして、この線に沿つてすでにことしの場合も、一月十五日現在で国家公務員關係の給与の実態調査はすでに実施をいたしました。また、これに対応する民間の給与実態の調査につきましてもすでに計画はすべて終つておりまして、近く説明会等を開いて実行に移したいと思つております。これも大体例年どおり五月の連休明けから取りかかるとして、六月の中旬にかけて詳細な実態調査を行なうという段取りで、目下着々と準備を進めておるというところでございます。

○野田哲君 従来どおりのやり方で官民の比較を行つて較差を埋める、こういう方式、これは変わらないということでございます。民間の給与の調査の準備を進めているということでありまして、この給与局長、もう少し具体的にいまのいわゆる民間の手順等について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(芹誠之助君) 民間給与の実態調査につきましては、ただいま總裁が申し上げましたとおり、調査計画が策定されまして、来週各担当所それから地方の人事委員会、これらに對しまして調査要領の説明をいたしまして、五月連休明けから調査ということでございますが、内容は、例年どおり企業規模百人以上の民間事業所ということと調査をいたしますし、それから調査項目につきましては、毎月決まつて支給する給与、初任給、それから特別給の支給状況、そういうものは例年どおりです。それから扶養手当、通勤手当、住居手当等そういうものも例年どおり調査する予定でございます。

○野田哲君 例年どおりということですが、問題は、人事院で捕捉し切れない分野が私は若干あるんじゃないかと思つております。たとえば私鉄大手の妾姪内容ですね。一万四千五百円と、それから

十月以降生活関連分として、何かよくわからないんですけども十月以降千円、こういうふうになつております。私どもが組合側の方から説明を聞くと、この十月以降千円というのは年間ならずと月額五百円だと、四月以降月額五百円。だから一万五千円の賃上げが決まつたんだと、こういう評価をしているわけですね。ところが、取り決めについては結局十月以降千円となつてゐるから、人事院のいまやつてゐる民間、今度恐らくこの八月ごろに勧告されると思つておられるけれども、その時点ではこれは捕捉されないですね。

そういうケースは、これは私鉄はわりに表にオープンに出ていますからわれわれは知ることができるとは思ひますが、一般的にうかがひ知れないような年度の途中から支給するような手当、あるいはいろいろな企業の都合で基本給あるいは基準内賃金に入れると年金とか退職手当等の算定基準になつて企業負担もふえるということで、そういう企業負担の対象にならない形の臨時給的なもので処理をしていく、こういう傾向がだんだんふえてきている。そういう形のものをものつと的確に把握をしなければ適切な官民比較ができないんじゃないか、私はこういうふうに思つておりますが、その辺については人事院の民間としてはどういふうな把握の方法を考へておられますか。

○政府委員(芹誠之助君) 私たちは四月一日実施ということを毎年勧告申し上げておまして、そういう意味では、四月に決まつて支給する給与を公務員の月額に合わせるということが一番適切であるということで、四月分支給の給与を官民で比較しておるわけでございます。したがひまして、その時点で六月までの間に支給されてない分があるわけでございます。これはできるだけ広く把握したいということで、実は積み残し事業所として、すでにアップが決まつておるものはアップ率を調査をしてきて、それを組み込むというところで調整を図つております。それから、そのときにはまだ実はベースアップが決まつておりませんで、その後決まる、あるいは決まりまして支給が八月

この点についてはいろいろな諸情勢というものがございまして、最終的には国会でもって御決定になったことでございますのでそれなりの対応をしなればならないが、ただし私はそういうことはやはり繰り返していただきたくないというところは、これもまた機会のあることに申し上げておるところでございます。

○野田哲君 予算措置との関係ですが、これも私なりには総裁の御見解はわかつているつもりなんですけれども、情勢がだんだん変わってきておりますから、毎度同じようなことですけれども承っておりますか、と思うんですが、つい最近、二、三日前のことですけれども、三公社五現業に対して有額回答だと称する三・三％前後の回答が出されてあります。三・三％前後の回答、一体これは何ぞ

やとこういうことで根拠をいろいろ突き詰めていくと、これは一％昭和五十七年度予算に計上している引き上げ費と定期昇給分、これを合わせて三・三％前後、こういう形で、これが政府の予算措置に基づく回答なんだ、こういうにべもない回答が出されているわけです。これが毎年毎年この三公社五現業の場合にも春闘をこじらせるものになっているわけです。

公務員の場合にも同じように一％しか計上されていない。そこで、いつも秋に問題になってくるのは、大蔵省なんかがこのことを盾にとって予算

措置がとられてないから勧告どおりにはいかなかった、こういう口実にしているわけです。この政府の予算措置、私どもとしてはかなりこれからの三公社五現業の問題についての公労委の取り扱いなり、あるいは人事院の方にも、失礼な言い方になるかも知れりませんが、失礼な言いかたで心理的な圧迫感をもたらしめているんじゃないか、こういうふうな気もするわけなんです、その辺、失礼な質問になるかも知れませんが、総裁の改選の御見識を伺っておきたいと思うんです。

○政府委員(藤井貞夫君)　予算計上額をどの程度にするかということについては、私としてはやはり立場と言いたいことはございます。ただ、こ

の点はやはり財政当局の予算編成上の技法という
ようなこともございますので、われわれとしては、
やはり勧告をやればそれは完全実施をしていただ
きたい、それでは困るという立場を堅持して
それを貫いていくことに尽きるのではないかと
いふにふに考えております。したがっていまし
て、私といたしましては、一％計上というその事
実はむしろよく知っておりますけれども、そのた
めにいまおっしゃったような心理的圧迫を受けるこ
とは絶対にございませぬ。

○野田哲君 わかりました。

もう一つ、別の問題で伺っておきたいと思いま
す。これは後でまた恩給の問題に関連をして伺い
たいと思うんですが、国家公務員法の百八条です。
「人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行
い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることが
できる。」こういう規定があるわけですが、この
年金の問題について人事院として意見の申し出を
行われたことが過去ありますか、いかがでしょう
か。

○政府委員(藤井貞夫君) この規定に基づく正
式の申し出を内閣と国会にやったことはございま
せん。

ただ、われわれも、この点については当然公務
員の処遇のことに関連をいたしますので、大変重
要視いたしておりますので、これをめぐる諸情勢
の展開については十分な関心をもちつつあつた
ております。したがって、過去における共済
組合法案の改正の場合におきましては、事前に連
絡を受けた事柄について、原案をつくります大
蔵当局に対して実際の意見の申し出をいたして
おる。これがまた事実参考にされて法案の作成が
行われておるといふ事実は過去においてございま
す。

ただ、百八条に基づいて正式に意見を申し上げ
たということもございませぬ。と申しますのは、
これは野田委員もよく御承知のとおり、この条文
というものは年金制度でございませぬけれども、い
わゆるこの年金というものは保険数理に基づく現

在の共済年金——共済保険に基づく年金というこ
とがその前提になっております。しかも、この点
の取り扱いについては、いろいろそれぞれの問題
点をばらばらしておりますが、これが世の中のいま大
変重大な関心事項になって方々でそれぞれのお立
場から検討が加えられております。八つの公的年
金をどうしていくかというようなこと、成熟度を
どうしていくかというようなことで、非常にこれ
一波が万波を呼ぶ相互に関連をすることでありま
して、局部的にわれわれの所管、関係でございま
する国家公務員共済組合法だけの問題で処理する
には余りに基本的な問題が多いという点もござい
ますので、あえて、私の方は関心は持っております
が、そのあり方についてかあるべきだといふ
ことについて、慎重な検討はやつてはおりますけ
れども、結論を出すとかんたかといふような現
在状況にはございませぬ。したがって、いま
当分のところは、これに基づいて何らかの意見の
表示をするとかんたかといふことは、目下のと
ころは全然考えておりませぬ。

○野田哲君 給与局長にきかれて今日の、具体
的な問題で若干伺っておきたいと思ひますが、昨
夜、三公社五現業のいわゆる春闘が一つの山を越
した、こういう形になっておりますし、それから
公務員関係についても人事院なり総理府の方でそ
れなりにいろいろ接触をされてこれだと思ひう
んですが、給与局長のところでも、今日まで
の春闘における妥結状況についてどういう現況を
把握をしておられるのか、ラフなこと結構です
けれども、大まかなことしの妥結状況の傾向、状
況等についてわかつておればお答えをいたした
いと思ひますが。

○政府委員(斧誠之助君) 民間企業の春闘の妥
結状況でございますが、これは労働省もまだ発表
しておりませぬし、それから組合、日経連等で発
表いたします資料も、妥結したものと一緒に回答に
とどまっているものといふ混合して発表され
ておりまして、妥結状況の正確な把握は現在のと
ころ非常に困難であるという状況でございます。

ただ、報道等で私たちが把握しました範囲では、
鉄鋼、造船、自動車、電機、私鉄、電力、これら
の関連企業の妥結状況が報道されておまして、
その報道の範囲で把握しました内容を申し上げま
すと、鉄鋼で六・三六％ベースアップ、それから
造船の場合はちよつと幅がありますが、大体中心
は六・六％自動車の場合ですと七・四％を前後す
るところ、電機の場合ですと中心は大体七・四％、
それから私鉄の場合が七・〇六％、電力の場合が
六・二八％でございます。これを昨年の状況と大
まかに対比してみますと、大体昨年よりは〇・
六％程度低いという妥結状況になっておるよう
でございます。

○野田哲君 傾向としては昨年より〇・六％前後
低いということですが、五十五年度の状況、いま
お答えになった業種についてちよつと把握されて
おれば状況を報告していただきたいと思ひます。
五十五年度との比較ですね。

○政府委員(斧誠之助君) 鉄鋼関係では五十五
年度が六・一五というところで、本年の方が〇・二
程度高くなつておりますし、造船の場合は五十五
年度が五・三三強程度でございまして、ことしの
場合が六・六％中心でございまして、一・三ば
かり高くなつております。それから自動車関連企
業の場合は五十五年度の場合が七・二％強という
アップでございまして、五十五年よりは〇・二弱
ぐらい高くなつております。それから電機の場合
ですと五十五年度は七・〇％から八％強のベース
アップでございまして、ことしの場合と比較しま
すと、平均的に言いますと、ことしの場合が若干
高目かというところでございまして、私鉄の場合は、
五十五年度が六・七％強でして、本年の方が〇・
三程度高くなつております。それから電力の場
合は五十五年度が五・九三％でして、ことしの場
合は六・二八でございまして、〇・三強高くなつ
ておるようでございます。

○野田哲君 公務員の給与の勧告ですね、これ五
十五年、五十六年、それぞれ何％でしたか。
○政府委員(斧誠之助君) 五十五年が四・六

一％でございます。五十六年が五・二三％でござ
います。

○野田哲君 傾向としては、給与局長、いかがで
しょうか、いまの報告からいいますと、五十五年
よりは大体二・三％高いということですね。ちよつ
と五十五年と五十六年の中間ぐらゐのところの傾
向だということになると、大体五％ぐらゐのところ
が想定されるんですが、その辺の傾向はいかが
ですか。

○政府委員(斧誠之助君) いま申し上げました
アップ率は大体大手のアップ率でございまして、
私どもが調査の対象といたしておりますのは百人
以上ということでございます。昨年いろいろ予
測がありましたんですが、結果的には非常に低目
であつたこと、これはどうしたことかといふような
ことが議論になりましたんですが、全国規模でしか
も百人以上事業所ということ、しかも業種も非常
に多岐にわたるということ、ございまして、調査
が判明いたすまでは何とも予測しかねるところで
ございます。

○野田哲君 さて、これは総理府の方ですが、人
事院の方の公務員給与に対する基本的な考え方な
りことしの傾向についてははば私も理解できたこ
ころなんです、問題は、勧告を受けた政府がど
う対処するのかということが一番問題だと思ひう
んです。臨時行政調査会も七月ごろに第三次答申と
いうことで作業をかなり精力的にやつておられる
ようですが、いろいろ報道されるところを見ると、
やはり一番歳出削減の手っ取り早い方法として公
務員の給与の抑制、人員の抑制というところを一
番手っ取り早い方法として何か焦点を当てていま
んじやないかというような感じもするわけですが、
私も第二次臨調で七月にどういふ答申がされよう
とも、それはそれで降のことであつて、八月に出
される勧告の取り扱い——まあ八月だろうと思
うんですが、勧告の取り扱いがそれによつて
左右されるはずはないし、また法のたてまえが変
わらない限りは、私はそれを受けた政府の対応に

はり広くいろんな御意見を踏まえて提出するといふのが政府の立場であるわけでございまして、その中の政府の一員としての総理府あるいは人事局長といったしましては、先ほど申し上げたように、人事院の勧告を尊重するという立場で誠意を持って努力はいたしますが、出す段階に至るまでにはいろいろと曲折があるだろうということでもございまして、その中の努力は、私は人事院勧告を尊重するというところで努力してまいりたい、かように考えているわけでございします。

○野田哲君 歯切れがちょっと悪いですね。

この辺でこの問題はおいておきますが、人事院の方にもう一つ伺いたいんですが、国家公務員法によると、何条でしたか、人事院は、職員に対する給与の支払いについて「監理する」というような条文がどこかにありましたね。これは一体どういう意味ですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 「監理する」というのは、給与の支払いについて全般的には責任を持つということとございまして、給与の決定、給与の仕組みというものは法律でもって国会で御決定いただくわけですが、それを完全にその趣旨どおりに行えるように仕組みを考え、また各省庁によってばらつきがないようにこれを監査監督をしていく。そして、全般としてはそのことについて人事院が責任を持つという意味だと私は解釈しております。

○野田哲君 そこで、これも総裁とも歴代総務長官ともいつもこの委員会では長年にわたって議論してきたことなんですけれども、八月ごろに勧告をなさる、それが結局結論がごたごたして出ないで、昨年の場合で言えば十一月の終わりにや々と政府の閣議決定が行われて、十二月の通常国会の冒頭になってやっと処理された。勧告が行われて決定までについても非常に時間がかかる。本来四月からのものが十二月にならないと精算処理が行われない。これはやはり人事院が国家公務員法のこの条項に照らして監理すべき事項ではないんですか。どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) それは法理論としては監理の中に入らないと思ひます。監理というのは、あくまででき上がった法律を正確に実行するということを担保する責任があるという意味だろうと思ひます。したがってその前提として、いま御指摘になったようなことが取り扱ひの実は通例みたいになっておりますことは、これは私といたしましては大変残念なこととございまして、もつと何とか改善措置を講じていただけないものだろうか。いかに四月実施になりましたも、それがおくれれば、その分だけふところの差額が入って公務員の生活の足しになる時期がおくれるわけですから、そのことは、実質的にやはり不均衡な問題になっておるといふことについて、私といたしましても、勧告が出た限りはできるだけ早く実施していただくということが望ましい姿であるということとは、申し上げるまでもないところでございします。

○野田哲君 さて、恩給の問題に入っていくかと思ひますが、恩給の改善措置のバックグラウンドといえますか根拠といえますか、これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(島村史郎君) 恩給法の第二条ノ二に調査規定がございまして、ここにはいろいろ書いてございしますが、国民の生活水準なりあるいは国家公務員給与等の状況を勘案して、恩給の実質的経済価値が維持できるように早急に措置をする、こういう規定がございします。それに基づいていろいろのベースアップをやつてまいっておるわけとございします。

○野田哲君 具体的には、公務員の給与の取り扱ひが一つの根拠といえますか公務員給与の改善措置にスライドする、これが具体的なルールといえますか根拠ですね。

○政府委員(島村史郎君) いま申しましたように、恩給法の第二条ノ二で幾つかの要件が書いてございしますが、その中に「国家公務員ノ給与」という項目が入つてございまして、最近、昭和五十二年以降はこの国家公務員給与のベースアップに

スライドして毎年四月に恩給がベースアップをやつていくということとございします。

○野田哲君 国家公務員のベースアップにスライドしてやつてきたと。その改善措置がごときはどつうして五月からということになってるんですか。

○政府委員(島村史郎君) この恩給のベースアップにつきましては、年度当初から行うことが妥当であるといふことで、いま申しましたように昭和五十二年以降毎年四月から実施をしてきておるわけでございしますが、昭和五十六年度の国家公務員の給与につきましてはかなりの抑制措置が実はとられておるといふことと、それからもう一つは臨調の第一次答申におきまして、昭和五十七年度においては恩給費の増加を極力抑制しろ、こういう答申が実は出されております。

私どもも、一方恩給公務員のそういう状態を維持していくといふことのほかに、こういう臨調の答申といふものも踏まえていろいろ検討いたしました結果、昭和五十七年度におきましてはやむを得ざる措置として四月を五月に一月繰り下げたといふこととございします。

○野田哲君 公務員給与が五十六年度に抑制措置がとられたことと臨調の第一次答申で恩給についても抑制措置をとれと言われているからと、こういうことですが、これは恩給局長、私が納得できないのは、公務員に抑制措置がとられたから抑制したんだと言いましたけれども、公務員の給与の抑制措置は夏期手当や年末手当、この抑制措置がとられたのであつて、実施期日、改定の期日は四月からちゃんとやられておりますよ。これは理由にならないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(島村史郎君) 私どもはむしろ臨調の一次答申の方にウエートがございまして、国家公務員の給与について抑制がとられておるといふそういう精神と申しますか、そういうものを踏まえて今回の要するに恩給費につきましても一カ月の繰り下げをやつた、こういうこととございします。

○野田哲君 さつきは公務員給与の抑制措置と第

一次答申と言われたんですがね。公務員の抑制措置は一時金で抑制措置がとられた。だから、私は公務員給与のスライドということからすれば、当然これは四月から改定されているんだから、公務員給与にスライドするといふことであれば四月からやられるべきだと思ひますが、それから臨調の第一次答申で恩給についても抑制措置をとれと、こつう言われていると言われるんですけれども、私はこれは少し臨調の言っていることについて受けとめ方に問題があるんじゃないかと思ひます。実施時期でこつういう措置を私はとられるべきではないと思ひますよ。

抑制措置をできるだけ恩給についてもとれといふ意味は、単に改善措置を四月からやるか五月からやるかという問題と、あとは恩給について、恩給の関連団体から扶助料をどうするかあるいはいろんな恩給制度全体にわたつて改善の要求がありますよね、その中でできるだけ抑制したらどうかといふことであつて、臨調の第一次答申の抑制措置をできるだけとれといふのが実施時期を値切れといふことに通じているとはどうしても受けとめられないし、それから第一次臨調答申の中で実施されてない部分があつたけれども、取り入れられてない分野といふのはもっとたくさんあるんですよ。そういう中でなぜ恩給についてこつういう形でメスを入れなければならなかつたのか。

これは、総理府の長官や恩給局長よりも、大蔵省もこつこつ伺つてもらつて言うべきことかも知れませんが、どう考えてもこの五月といふのは、従来からずっと公務員の給与にスライドするといふ形でとられておる恩給措置の実施時期を値切つた、削減したといふのは、これは関係者に対して説明つかないんじゃないんですか。整合性のある説明がつかないんですか。どうですか。

○政府委員(島村史郎君) 私どももこの実施時期のことにつきましては非常に気を配つたわけとございしますが、この一次答申において、五十七年度において恩給費の増加を抑制しろと、こつういふこととございしますので、これを抑制する方法とし

ては、要するに増加率を削減していくのか、あるいは実施時期を若干ずらしていくのか、この二つの方法しか実はないわけですね。そういったことと、私どもとしては、増加率を抑制していくということについては、恩給公務員の後年度のことまで考えますと、これはとりたくないということでごさいます。したがってむしろ実施時期を一月月ずらした方がまだ恩給公務員の人のためにはより適切ではなからうかという判断を私どもはしたわけでごさいます。

○野田哲君 この恩給の措置が、これは公務員の共済年金にも及び各種年金に全部及んでいられるので、私はこの責任は重大だと思ふんです。いま、この席で恩給局長はいろいろ説明をされておりますが、結局五月にした根拠というのはこういうことじゃないですか。私はその当時聞いたことがあるんですよ、これ非公式に。

つまりそれは、公務員の給与の抑制措置がとられた、さつき恩給局長言われましたね、その抑制措置、これは夏期手当、年末手当、年度末手当を旧ベースですという一時金での抑制措置がとられているわけですね。それを年間で公務員の削減措置を率に引き直して、率に引き直したものが大体約十二分の一、つまり一カ月分に相当するからそこで五月実施にしたんだと、こういう説明をされたことがあるんですが、そうでしょう。

○政府委員(島村史郎君) 私どもはそうは聞いておりません。

○野田哲君 これは、いま根拠が崩れたからそういうふうには言われるんですよ。昨年の十二月の説明はそうであつたんですよ。公務員の、いわゆる年間をトータルすると約十七カ月分ある。その中で、いわゆる夏期手当、年末手当、年度末手当を旧ベースにして切り込んだ部分を率にするとか、ちょうど十二カ月分の恩給の中の一カ月分に相当するからそういう措置をとったんだというのが、これが理屈になつてゐる。私はそういうふうにご査定段階で説明を聞いたんですが、もしそうだとすると、これは大変な問題があるんですよ。そ

ういう理屈づけをするのであれば、この改善の率は、現職の公務員の場合には夏期手当、年末手当、年度末手当約十七カ月分あるわけですから、十七カ月分で五%上がっているんですよ。恩給受給者は恩給年金の場合、共済年金の場合には十七カ月分もないわけなんです、十二カ月分しかないんだから改善措置については十七カ月もらっている現職の公務員の五%であれば、五%を十二カ月に引き直したもので改善措置をとらなければ、一カ月削減を公務員の抑制措置に合わせるということなんだから、これは整合性がなくなってくる。

○政府委員(島村史郎君) 私どもが去年の予算編成でいろいろ折衝をしまして過程を申し上げまして、当初大蔵省の内示は七月実施ということでごさいます。その七月実施の、私どもはつまびらかにいたしません、その根拠はあるいはそういうことであつたかもしれません。しかし、この七月実施の大蔵省の内示に対して、私どもは四月に実施すべきではないかということ、いろいろ折衝の結果五月ということに決まったわけでごさいます。これは全く折衝の結果に基づいて決まったものでございまして、私どもはこの率を下げたというよりは、最短期限の時期でこの抑制措置を考えた方がいいと、こういうふうにご考えたつもりでございまして。

○野田哲君 これは総務長官、いろいろいま恩給局長は説明をされましたけれども、私はやはり公務員に対して削減措置を行ったことが運動していると思うんですよ、客観的に見れば臨調の第一次答申の中にも触れられていたが、いずれにしても、しかし恩給の扱いというのが各種年金に全部及んでいくわけですね。そういう意味からすれば、私は総務長官のこの責任というのは大変重大だと思ふんですよ。恨まれますよ、これは、お年寄りから私もお年寄りの案内したことがありますが、これ、いまこれやっておりますが、五十八年度またこういう

形が続くということになれば、せっかくこの数年来で四月からの改善措置という形が決まり、そして各種年金もそれにつれて前進したのが、また総務長官が直接扱う恩給年金で後退をしていくということになると、非常に社会的にもこれは大きな問題を残すことになると思ふんです。長官として、一段とこの問題についての責任を痛感してもらわなければならぬと思ふんですが、長官のこの問題についての今後の方針を伺っておきたいと思ふんです。

○国務大臣(田邊國男君) いま恩給の一カ月送りの問題でございまして、実はいま恩給局長から話のございましたように、私も当初はやはり四月からこれを実施してもらいたい、こういうことを強く要望をいたしました。そのときに大蔵省は財源の問題、いろいろの問題を出しまして、どうしても七月だということでごさいました。私は、この問題はやはりすべての年金に重大な支障を来す問題であるのでぜひひとつ再考をしていただきたい、こういうことで一たんその予算折衝を中断をいたしまして、そして約三時間後に再びこの問題に取り組みました。しかし諸般の情勢、そしてまた財源、いろいろの問題からどうしてもだめだと、こういうような経過がございまして、私どももやむなく五月実施ということでのまざるを得ない、まことに私は遺憾に存じております。

いま御指摘ございましたように、たまたまそれが一年間の一カ月分に相当する額が減つておるんだと、こういう御指摘がございまして、これは結果論でございまして、私どもとしては誠心誠意全力を挙げて、実は予算要求の際、この担当の大臣といたしましてはベストを尽くしてやつたわけでごさいます。どうしてもこの事態が解決をできないと、こういうことでございまして、実は涙をのんでこれをのまざるを得なかつた、こういう結果でございまして、その点はぜひ御理解をさせていただきたいと思ひます。

なお、来年度の問題に向かひましては、私どももさらにいろいろの、財政窮乏の折ではござい

すけれども、最善を尽くしてやはりこの制度を四月から実施していきたいというその基本的な考え方に立つて対応をしていく決意でございまして。

○委員長(遠藤要君) 午後一時から委員会を開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二分開会

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎昇君 午前中に野田委員の方から、恩給の基礎になります公務員の給与の問題等については人事院の御出席もいただいて議論したようでありまして、改めて私はするつもりはありませんが、しかしいづれにいたしましても、いまの法体系上どうしても基本給が基礎で計算されるという仕組みになつておるものだから、午前中の答弁はあつたんだと思ふんですが、重ねて総務長官から、すでに春闘も山を越したと言われ、あとは八月に予定されます人事院勧告をどう処理するかということが残されてくると思ふんですが、まず最初に、基礎になります公務員の給与について総務長官の決意を聞いてから少しく質問に入りたいと思ひます。

○国務大臣(田邊國男君) 私は、給与担当大臣といたしまして、五十七年度の給与につきましては、人事院の勧告が出ました際にはこの勧告を基本的なたてまえとしてこれを尊重をしていく、この考え方はいささかも変わりございせん。ただ、大変に財政事情が厳しい中でもございまして、また、臨調の答申も出ておられる際にはございまして、担当大臣としてできるだけ私は公務員の給与の安定、そしてまた公務員全体のこれによって能率、そしてまた公正なしかも積極的な行動をおこしますか執務体制がとれると、そういう意味におき

ましてでも得る限り人事院勧告を尊重していき、そういうたてまえに立って、五十七年度の給与に対する私の基本姿勢として進んでまいらる考えております。

○山崎昇君 この問題は多く申し上げませんが、昨年の臨調の答申でも「昭和五十七年度においては」という一つの限定詞がついている。また、行革特別委員会での総理の答弁も、五十六年度は異常な事態である、こう答弁されておる。そういう意味では、私も五十七年度はよもや昨年のようなことはあるまいと、こう考えておるし、いま長官の決意もございましたから、当然予定されております八月の人事院勧告はそのまま実施されるものと、こう私は考えておるわけなんです。

そこで、きょうは恩給法の問題でありますだけに、少し細かく技術論にわたるかもしれませんが、長官の見解をお聞きをしたいと思っております。なお、厚生、外務の方には少し時間が過ぎからになると思うんですが、衆議院でも附帯決議がついておられますように、かつて日本人でございました外国人の取り扱いの問題等についての附帯決議等もございまして、それらに関連して後ほど質問をしたいというふうに思っていますので、しばらくこしんぼう願っておきたいというふうに思います。

そこでまず、長官にお尋ねしたいんですが、この恩給法が提案されるまでに至る経過について若干御説明をお願いしたいと思います。どうも昨年のやり方と予算要求の段階から違っているのではないだろうか、あるいはまた昨年七月十日に出された臨調答申との関係についても相当検討されて出されているのではないだろうか、こう考えるものですから、この恩給法の改正案が出されますまでの経過について、まずかいつまんで説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(島村史郎君) 私の方から経過について御説明をさせていただきますと思いますが、昨年八月の恩給費の概算要求におきましては、まず最初昭和五十七年度の概算要求についての閣議

了解がございまして、そこで御承知のようにゼロシーリングという閣議了解がなされております。それからまた、同じ昭和五十六年の七月十日に、いま先生がおっしゃいました臨調の答申が出されまして、ここで五十七年度の恩給費についてはその増加を極力抑制し、新規の個別改善は行わないという答申が出されております。また、普通例年行われますところの公務員給与の改定、この取り扱いは八月中旬に決定されませんでした。

そういう情勢を踏まえまして、私も八月の末に概算要求を大蔵省に提出しましたものは、平年度化によります増加額二百九十四億円と、この増を要求をいたしたのでございまして。それで、恩給のベースアップ等によります必要な経費につきましては、公務員給与の取り扱いを待つて要するに所要の措置を講ずることということで、一応八月の概算要求におきまして平年度化分の増額だけを要求をいたしました。十一月に公務員給与の取り扱いが決定されました後に、いろいろ関係当局と話し合いをいたしたわけでございまして。

大蔵省の当初の内示では、公務員給与の引き上げに準じた恩給年額のベースアップの改定を七月にという内示がございましたけれども、一応私どももいろいろ折衝した結果、五月ということと決定をいたしたわけでございまして。それによりまして、一応昭和五十七年度の予算額は一兆七千二百五十億円ということになったわけでございまして、その後法律案の作成手続に入りまして、ことの二月九日に閣議決定、それから国会へ提出いたしましていま御審議を願っているわけでござい

ます。

○山崎昇君 そこで、それと関連しまして、従来から恩給の実質的な価値の保全ということが大変重要になってきていることはもう御承知のとおりだと思っております。そこで、昭和四十三年のたしか三月二十五日だと思んですが、恩給審議会から答申がございまして、一体恩給というものを今後どういうふうに取り扱っていくのかというので、私の記憶に間違いがなければ、三点ほどに集約されると

思っておりますが、その一つは公務員給与が改定されたのに基づいてスライドといいますが直します。それからもう一つは、物価が五%以上変動があればそれに基いて直す。もう一つは、著しく経済に変動があればそれに基いて直す。これが大筋恩給を改定する際の大体三つの条件であったらうと思っております。

そこで政府は、その三つのうちで、やはり在職の公務員給与と関連があるので公務員給与にスライドさせることが一番いいのではないだろうかという意味もありまして、今日まではほとんど公務員給与に大体見合う形でやってきておるといのが私、筋道であつたと思っております。そこで、恩給法の中では、第二条ノ二にスライドの規定が調整規定として設けられてまして、このスライドの制度を固かなければ、言うならば恩給の実質的な価値の保全といふのはそのときの政治の状態によつてかなり不安定要素を残すのではないかと。そういう意味もありまして、恩給の実質的な価値の保全といふことについてずいぶん議論が過去にも行われました。特に、恩給法二条ノ二の法制化の問題にかなり議論がなされた行われて、私に對しても当時の総務長官あるいはその他の政府委員の方々は、他の年金との関係もあるけれども大臣を中心にして検討いたしますと云つて、今日までこの制度といふものは予算的には毎年多少のスライドの要素でやってきておりますが、法制化の問題についてはほとんど触れられていない。とりわけ昭和五十年の本委員会の附帯決議の中に、この法制化の問題については速やかにやれという趣旨で決議がつけられておるんですが、これが今日までほとんど実現されてない。そういう意味でこの恩給の実質的な価値の保全、関連をして恩給法二条ノ二によりますスライドの法制化の問題について、どういふふうにお考えになつておるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(島村史郎君) 私どももその間のことは承知をいたしておりますが、昭和四十八年か

ら大体恩給のベースアップにつきましては公務員給与に準じてベースアップを行つてきていたといふことで、私も現在ではこれはかなり定着しているものと、こういうふうにお考えしております。しかし、私どもの受ける感じはいたしまして、こういう安定成長のときには公務員給与といふものが一つの非常ないい指標ではないかというふうにお考えですが、これが世の中がどういふふうに変化していくかわからないといふこともござい

ます。最近の経済情勢のもとにおいては、私も公務員給与のベースアップといふものに準じて恩給費を改定していくといふのが一番ベストであるといふふうにお考えますけれども、世の中の変動といふのはどういふふうに変動するかわかりませんので、現在のところ、直ちにそれを法制化していくといふことについては、若干私どもも疑念を持っておりますのでござい

は、きちんとやっぱり法制化をしまして、そうして恩給の価値というものは私どもやはり認めておかなきゃいかぬのじゃないか、こう思うんです。長官、これ十何年たっているんですがどうですか、あなたの決意を聞いておきたい。

○国務大臣(田邊國男君) 恩給の法制化の問題でございしますが、十何年間そのまゝになっておると、まことに遺憾に存じております。私も山崎委員の御趣旨、よく理解をしておるつもりでございします。この問題につきましては早速検討をさせていただきます。この問題につきましても、余り見当違いのことはやらぬようにひとつ忠告をしておきたいと思うんです。

そこで、私は時間もそうないから進めていくわけなんです、長官がかわられましたから、少しくどいようでありますけれども、実質的な価値の維持、これは二条ノ二と関連しますが、またそれと関連しまして恩給の性格というものをやっぱりきちんとしておきませんといかぬと思うんです。

そこで、私が昭和四十三年の五月九日にこの委員会、当時総務長官は田中総務長官で、いまの総務長官であるわけですが、私の質問に対して、恩給の性格という問題は、恩給法それ自体には性格規定はございせんけれども、まあ通念として今日まで申されておりますことは、多数説といたしましては、公務員が公務を執行するために失った経済上の取得能力を補うものであるというふうな考え方で、これがまあ多数説であろうと存じます。「こういう答弁がございしました。重ねて私から「そうすると、この恩給というのは所得保障とお考えですか。」と重ねてお伺いしましたら、総務長官は「大体そういう線でございます。」、こういう答弁が昭和四十三年に行われておりまして、私はしたがって、当然この恩給というのは所得保障であり、また公務員が在職中に失った経済的な能力を補うものだ、こういうふうに理解をして、その後は恩給を社会保障と見る

べきでないかという論戦もかなりここで張った一人でありまして、いずれにいたしましても政府側の答弁としては、いま私が読み上げたような考え方に立っているらうと、こう思うんですが、総務長官もこの見解に間違いありませんか。

○国務大臣(田邊國男君) 大体私はその考え方に間違いはないと思います。恩給法の意義といまは性格といふもの、これは恩給法に別段の規定はございせん。ただ、恩給は公務員の相当年限を忠実に勤務をした、そして退職した場合に、公務員が公務のために負傷しあるいは疾病にかかった場合、退職した場合また公務のために死亡した場合、その功労に報いるために法律に基づいて国がその公務員またはその遺族に支給をする給付でございします。これらの者の適当な生活の支えとなるもの、すなわち生活を支えるという意味で所得保障、給与と、こういう意味に私は理解をいたしております。

○山崎昇君 総務長官、田中総務長官の考え方は、公務員が公務を執行するために失った経済上の取得能力を補うものだ、そして受ける恩給は所得保障と考えてよろしうございしますと、こうなってます。そうすると、もう一方のこれは権利にかかわってくるわけですね。そういうことでしよう。間違いありませんか。

○国務大臣(田邊國男君) そのとおりであります。○山崎昇君 そうすると、あなた後段で述べたことは、これは違いますよ。これはあなたの方で出された「恩給のしくみ」です。ここには「公務員の忠実な勤務に対する報償制度」と、こうなる。報償制度ではこれはありませんよ。報償制度というのならあなたの方が一方的に判断を出すものになっちゃう。恩給は、いまさっきあなたに確認しましたのは、もう一方のこれは権利であって、失ったものに対する所得保障になっているんです。そういう意味でいえば、あなたの方のこれは改めてもらわなければ困る。長官がここで正確に述べたことでこういうものは書いてもらわなければ

ば混乱しますよ。最後にここに書いてありますように「適当な生活の支え」、適当という言葉も私はどうか、これ問題ありますけれども、生活を支えるという意味では所得保障の意味をあらわしているらうと解釈いたします。しかし、忠実な勤務に対する報償ではございせんよ、これは。この点はきちんとしておきませんという私はいいけないと思う。これは恩給局長、あなたがこれ前書きみたい書いてあるんだけど、改めてもらいたい。

○政府委員(島村史郎君) いま先生言われましたように、私どももこの恩給というものの概念は何であるかということいろいろ内部でも議論をいたしておるわけですが、先生も御承知のように、恩給といういろいろ学説を讀みますと、五つ六つぐらいの学説がございまして、そのうちでいま言われた一つの学説が非常に多数説で、先生が言われたのも一つの多数説でございまして、それからここに書いてございしますのも、報償説というのも一つの説としてあるわけでございます。この点につきましては、なお私も検討いたしまして適当な措置をとらせていただきたいと思います。

○山崎昇君 検討すると言われ、ぜひしてもらいたい。長官が多数説をとってわれわれに答弁しておいて、事務局は少数説をとって、あなた勤務の報償だなんていう書き方は許されんない。きちつと多数なら多数説で統一をしろいたいと思ふ。これはぜひ直してもらいたい、重ねて申し上げておきます。

次にお聞きをしたいと思うんですが、私は今度のこの法案をずっと見まして、よくこれだけ忠実に臨調の答申に従ったものだという印象が強いんです。これは、これから具体的に御尋ねいたします。先ほど臨調の答申も私は見ておりまして、それによると、説明ありましたように「昭和五十七年度においては、恩給費の増加を極力抑制し、新規の個別改善は行わない」、こういう文句が入っていることは事実であります。しかし、余

りにもこれに忠実で、これから質問しますことは全部この範囲内ですな、この範囲内。よくこれだけ臨調の答申に私は忠実にこの恩給を削ったものだと思うぐらいやられておりますね。

そこで、一つ一つお聞きをしていきます。まず第一に、実施の時期を一月月おくらしているわけなんです、先ほどあなたは、公務員給与が最初大蔵省は七月実施、こういう考え方だったんだが五月に恩給はした、こういう話でした。しかし現実、一部の方は凍結された人もおりますけれども、公務員給与は四月実施になりましたね。なぜ恩給だけが一月月ずらして五月にならなければならぬのか、どうして五月になったのか、説明願いたい。

○政府委員(島村史郎君) 五十七年度の恩給費につきましては、いま先生が言われましたように、臨調の方で恩給費の増加を極力抑制すべきである、こういう指摘がございします。私どももこの臨調の答申というものは尊重してまいらなかなかなきやならないという二つの立場があるわけでございます。それで、この臨調の答申の恩給費の増加を極力抑制する方策として一体どういうことを考えればいいのかというのをいろいろ考えたわけでございますが、その一つの考え方としては、要するに増加率を抑制するか、もしくは時期をずらすかと、この二つの方法しかないわけでありまして、増加率を抑制するというのにつきましましては、これは恩給公務員の立場というものを考えますと非常に後年度に負担を及ぼしてくる、私どもとしてはこの立場はとりたくはない。したがって、この臨調の答申を尊重するということであるならば、私どもとしては要するに時期というものを、しかもそれを最低限の時期、わずか一月月ということで一応考えたわけでございます。

○山崎昇君 これもまたあなた、当委員会の附帯決議に反するのですよ。昭和五十六年四月二十三日「政府は、次の事項について、速やかに検討の上善処すべきである。恩給の改定実施時期につ

いては、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。」「一体国会の意思はどうなりますか、国会の意思は。そして、公務員給与はいま申し上げましたように四月実施です。なるほど二等級の一部の方と指定職の方は一年間凍結されましたから問題がかなりありましたが、しかし九割九分の方は四月実施です。さつき言った勤務している間に失った経済的な能力を補てんをする所得保障であります。この恩給が、なぜ一カ月ずらさなきゃならぬのですか。一カ月ずらすことによってどれだけの予算が余るんですか。それは余りにも国会の意思を無視したやり方でありまして、私はこれは承服することができない。

なお重ねて、臨調では五十七年度とこう言っておりますが、いま法案が出されておりますから私も質問してはいますが、来年度はどうしますか、重ねて少し先のことになりますけれども、それもあわせて、この国会の意思との関係についてお尋ねしておきます。

○政府委員(島村史郎君) 私どもも、この国会におきます附帯決議というものは十分尊重しなければならぬというところは当然のことでございます。しかしながら、この附帯決議の実施ということにつきましては非常にいろいろむずかしい問題がございます。それで、この一年おくれあるいは一体化という二つの問題があるわけでございますが、私どももこの問題についてはすべて一挙にぱつとやってしまうというところはなかなかできない。これはやはり一步一步逐次長期的に実施をしていく必要があるというふうに私どもは考えておるわけでございます。それで、私どもも一年おくれの問題とそれから一本化の問題、私の個人的な感じでございますが、まず一本化が、二段階発射というような必要がないような状況にまずすべきではないかという感じを実は持っているわけでございますが、しかしいすれにいたしましてもこの問題を解決いたしますには時間をかしていただく

たいというのが私の感じてございます。それから来年のことでございますけれども、来年のことにつきましては、臨調の答申におきましても五十七年度という限定つきでございます。この点につきましては大臣もいろいろ苦勞をされたわけでございまして、私も、私どもは、来年におきましてはこれはいまどおりやはり四月から実施したいというふうに考えております。

○山崎昇君 いまあなたは一体化とそれから公務員の問題と合わせるようにしていきたいと、これ後退じゃないですか。たとえば、いままで四月実施が三月になったというなら私はまだそれでもあなたの方の努力を認めてもいいと思う。四月が五月になって何があなたの前進ですか。後退もいってよろしくないですか。理屈もないじゃないですか。再三再四にわたる国会の意思を無視して、臨調の答申だけあなたの方は前面に出してこういうやり方をすること、これは、これはどういって私どもは認めることできない。これは改めてもらいたいと思っているんです。

そこで、これは共済組合のときにも申し上げようと思っておりますが、実はことしの一月二十九日に、国家公務員共済組合の審議会の会長であります今井一男さんから大蔵大臣に答申が出てまして、その中にも、支給開始時期を年度によって変更することは年金の性質から見ても望まれないというんです。こんなことは、これは老後の生活保障の問題でありますだけに、これは四月で来年は五月で次の年は六月だとか、そういうことはいかぬというのをこゝまた共済組合の審議会で議論されているんですね。ですから、そういうことはあなた方はやっぱりもっと真剣に考えてこの種の問題をやりますと、ただだか一カ月なんというところで許される問題ではない。受給者からいってたら大変なことですよ、一カ月おくれるかすれるかは、これも指摘をきようはしておきます。

それから第二に、こゝまた臨調との関係だと思ふんですが、従来は高齢者でありますとか遺族等とかそういう方々のはかなり直してきておりますし、制度内における格差もあるいは不均衡の是正なんかもかなり是正をきてきているんですが、そのために私は恩給局に調査費というのが五百十一万あると思ふんです。こゝは新規のものが一つもないだけに、この五百十一万という調査費は何に使ったのか、どういう調査をやったのか、何か実施時期をおくらせるために調査したのか、ひねくれて言えば、これはどういう内容にこの調査費の五百十一万というのを使われたのか、ちょっと説明願っておきたい。

○政府委員(島村史郎君) 五百十一万円の調査費につきましては、これは大体毎年やっておるわけでございまして、恩給受給者の生活実態調査、これが中心でございます。そのほか、傷病恩給に長年御指摘いただいております仮定俸給の調査でございます。たとえば、傷病恩給につきましてはけさまで質問がございましたけれども、トヨタの問題でございましてあるいは目症の問題でございまして、そういうものを調査をいたしておるわけでございます。

○山崎昇君 それで、調査した結果何も出てこないですな、調査した結果。何も出されてないで、逆にいままでの既得権を削奪する方向にいつていくわけでしょう。私はそんな後ろ向きな行政というのはないと思う。それだけあなた方が胸張って調査したというなら、一つでも二つでもそれが直って出てくるならまだ私はいいと思う。一つも直って出てこない。

さらに、これも昨年も議論になりましたけれども、長期在職の旧軍人の仮定俸給の改善につきましても去年は二号やりました、去年を最初の年にして、来年もまた二号やりますというならば四号直しますと、こういうことだったんですね。これもこゝしは見送られちゃって、ないわけですね。そこで御聞きをしますが、見送った理由というのは一体何なのか。これも臨調の答申があったからこゝしはやめようではないか、こういうことですか。

○政府委員(島村史郎君) 長期在職の旧軍人の仮定俸給の二号アップの件でございまして、これはいま先生が御指摘になったのに関連いたすわけでございまして、やはり臨調答申におきましてここに「新規の個別改善は行わない。」ということがうたつてございます。この「新規の個別改善」という解釈でございまして、これは私どもは制度的な改善は行わない、こういう解釈でございまして、いわゆる量的なものには構わないわけでございまして、けれども、恩給のそういう仕組みを変えていくというものについては、これは行わないということでございます。この二号俸給アップというものはその仕組みに該当するというところで今回これを見送ったというのが私どもの経緯でございます。

○山崎昇君 これ新規でも何でもありませんが、あなた。去年からの引き継ぎじゃないですか。去年あなた方は私どもにどういって説明をしましたか。「長期在職の旧軍人又はその遺族で七十歳以上のもの」括弧書きは省きますが、「に係る仮定俸給について、高齢者等を優遇するため昭和四十八年に行つた一般文官の仮定俸給の改善措置(四号俸引上げ)に準じて改善を図ることとし、その第一年目として、昭和五十六年十月から二号俸引き上げる。」と、去年は一年目ですよ。これ新たな事業ではありませんか。少しあなた方は拡大解釈して、結局は臨調の答申に忠実に従って、忠実というか拡大解釈というか、新たな制度でもなければ新規の政策でもなければ何でもないです、これは。去年やっただけにやっつて、こゝしやなければそこまた不均衡が生ずる。新たな制度改善ではありませんか、これ。どうしてあなた方はこういうことをやるんだらうか。そして麗々しく、去年私ども質問したら、第一年目でございますという、わざわざわれわれにこういう印刷物までよこしておいて、こゝしはこれを削るというやり方。これは長官、いま恩給局長はそういう解釈したそうでありまして、新制度でも新規の政策でもないんです、これ。去年の、いわばもつと極

すか。

端な言葉を使えば、適当かどうかわかりませんが、平年度化に属するような問題です、これは。どうしてこれができないんだらうか。長官の見解を聞いておきたい。

○國務大臣(田邊國男君) いまお尋ねの問題でございしますが、私も臨調の答申に忠実にやっただけでございまして、もうもちろん、その点については私も臨調の答申を履行することとは当然でございしますが、ただ問題は、恩給というものの先ほどの性格、所得保障という一つの生活を支える意味の給与である、こういうことを考えましたときに、この問題についてできるだけの配慮をしなければならぬことは当然であります。ただ、この厳しい財政状況の中で、新しい時代の要請にこたえる行政のあり方、こういうものを指して政府は挙げて行革に取り組んでおるといふ現状でございまして、この行革の過程において、やはり国民生活それから産業や社会の各分野におきましてお互いにその痛み分けをするというそういう私は措置が推進をされておるのが現状であらうと思ひます。

したがって、こういう時期でございまして、御指摘の本年度の恩給改善の実施時期等の問題につきましても、やはり私もまことに残念ではございしますが、恩給受給者の方々の気持ちも十分理解をしておるつもりでございまして、いま申し上げましたように、国民各層のやはり痛み分けと、こういういわば苦しみをとにも分かち合うと、こういう考えの方でございまして措置をとらざるを得なかった、こういう私は苦しい事情も御理解をいただきたいと思ひ次第であります。

○山崎昇君 私は、だからいまの臨調の答申その他言われていることは弱者の切り捨てじゃないか、福祉後退ではないか、こういう世間の批判といふのは具体的にこういうところによつぱりあらわれてきているわけでしょう。さつきから私が並べているのは、これみんな臨調の答申に基づいてあなた方が削っている内容ですよ。それも拡大解釈して、何にも新規の政策でもなければ何でもな

い、ある意味では平年度化の中の一つにあるにすぎないものを削つてくる。これは痛み分けだけの言葉であらわされるものではないんじゃないでしょうか。ましてや老齢の方々ですから、これからそんなに長く生きるわけでもない、他に収入があるわけでもない。そういう人の生活をあなた方は守ることができずに、ただ臨調の答申でございまして、どうしてこういうふうによられてくるということは、どうしても私は承服できないですな、これも。

さらに次に行きますが、増額分の三分の一カットも一体何なんだろう。これも恐らく在職中の職員が、二等級の第二種管理職手当二〇%以上をもらっている者が一年間人事院勧告が凍結になった。それに見合うためにやめたのかもしれない。よくわかりません。とにかくこの増額分の三分の一カットした理由は一体何なんだろう。その基準にあなた方は六十六号俸以上というものを使っているようでありまして、一体その理由は何なんだろう。三分の一というのはどういう根拠でこれが使われたんだらうか。この説明を願ひたい。

○政府委員(島村史郎君) 昭和五十六年度の公務員給与の改定におきまして、いま先生が言われましたように、管理職以上の給与が一年間ベースアップが凍結されたということを実は考慮したわけでございます。このために、現職公務員の管理職以上に相当する者というのをいろいろ検討しました結果が、六十六号俸というのが妥当ではないかということと考へたわけでございます。

それから、三分の一のなせカットしたかということでございますが、これは別にそう根拠というものはございせんが、一応いままで、昭和四十四年当時ぐらゐに、こういう恩給が高額の人につきまして一応カットしたことがございまして、そのときにも一応三分の一をカットしているというところで、現職公務員は大体全額ベースアップがカットされたわけでございますが、恩給公務員につきましては、これは大体恩給額が二百万から三

百万円ぐらゐの者であるということで、非常に少ないわけでございますので、その分を考慮いたしまして三分の一にしたと、こういうことでござい

ます。

○山崎昇君 それでは私は納得できないんですよ。私の方から説明してみせようか。私は、この六十六号俸というのを何でとつたんだらうかと思つて、公務員給与と比較してみましたよ。これは私の計算で、間違ひがあったら指摘してもら。六十六号俸の仮定俸給というのは、年額が三百九十七万九千四百円です。これを十二月で割るというと三十三万九千八百円、これが月額になる。それで、これに近いものを探してみようという、行政職(一)表では、二等級の十三号が三十二万八千三百円、二等級の十四号が三十三万四千四百円、一等級の五号が三十三万五千五百円。しかし、これは大体二等級でありますから、本省で言えば私は課長クラスであらうと、こう思うんです。しかし、いま三等級の最高号俸の二十号というのは三十三万三千二百円です。これは本省では課長というものは存在しません。そうすると、三十三万九千八百円というものをもらつておる者が加算も入れまして三分の一を削られるということは、あなたの方の幹部職員だけではない、現実的には公務員の三等級までこれは該当してくる、私が計算してみるところによると、何でこんなことをせんきやならぬのか。

それから、私は三分の一というのがよくわからぬから、私なりに、これ間違つてゐるかどうかかわかりませんが、在職者は俸給と期末勤続手当を入れますと十六・九カ月ですね、年間。これを恩給受給者に直しますと〇・七一ぐらゐになる。十六・九対十二にしますと大体一対〇・七一ぐらゐになります。はあそれでこれ三分の一のなせ、一つは、もう一つは、恩給の最短期受給者の恩給額といふのは、百五十分の五十ですから三分の一ですね。そういうものをあなた方は頭に入れて実はこの三分の一カットをやつたのかと、こう思つて私なりにずうとゆうべ公務員の在職者の問題

と比較してみました。そうすると、いまあなたの説明の現職公務員の上級職だけじゃない、三等級まで入つてくると、課長補佐も入つてくる。

それからさらに問題は、老齢加算等の加算分も含めて三分の一カットをやつてゐる。一体老齢加算とはこれは何のためにつけてゐるんだらうか。何でこんなことをあなた方はやってまでこの臨調の答申というものを忠実に守らなさいかぬのか。これで、痛み分けなんというだけでこれを理解せよという方が無理だと思ふんだ、私は。ずうと調べるという、すべてこういうことですね。今度の恩給法の特徴といつたら、確かに率は公務員給与にスライドしたいなかつたことをとおるけれども、やつてゐる中身を一つずつ検討していったら全部既得権侵害ですよ。そして理屈に合わないんだ、こういうもの、いま私が指摘したように、私のいま申し上げました数字に誤りありませんか。こういうことであなた方はこの三分の一のカットをやつたんですか。これは私は自分で想定して、ゆうべ給与法を引っくり返してみても計算してみたらこういうふうにならぬんですな。これで間違ひありませんか。

○政府委員(島村史郎君) 先生がおっしゃられました三分の一の根拠につきましては、そういう計算をすれば、先生非常によく勉強していただきまして何でございしますが、確かにそうなるだろうと思ひます。しかし、私ももととしてはむしろ過去の先例をとつたということの方が近いのではないかと、いふふうに思つております。

それからいま先生がお挙げになりました三等級の最高号俸であります二十号俸よりは六十六号俸は若干上回る額でございまして、したがひまして、三等級の人はいらないといふふうには私も解釈をしております。

○山崎昇君 過去の先例によると言つて、あなた何でいま過去の先例によらなさいかぬのですか。どうして過去の先例をいま当てはめなさいやならぬのですか。どういふ理由がありますか、いまあなた説明したけれども、過去の先例に従うとい

うのなら四月実施もそうですよ。二号アップもそうですよ。過去の先例にならなやなりませんよ。そんな言いかけんな答弁はやめた方がいい。実際私は、現実的にない知恵をしぼっている。考えてみると、こういうことをあなたの方考えてやっぱり今度の恩給法を巧妙につくって、そして高齢者の所得保障でございますなんて言っているものを削っちゃう。答弁に弱すれば過去の先例にならったと言う。過去の先例でやるべき性格のものではありませんよ。これ。この点も私はどうしてこれは納得できるものじゃないです。どうして現職の者がやったらその分だけ年金受給者が削らなきゃならぬのか。これは全く長官、冒頭に私が恩給の性格をあなたに聞いたのは、一生懸命働いたでしようね、それに対するあなたの方の考えもあるかもしれない。しかし、やっぱり勤務中の経済上の取得能力を失ったものを補てんをするという、そして老後の生活保障だというそれが多数説で、あなたの方がそういう考えをとった。私はもっと進めて、本来ならば恩給も社会保障的な考えをもっと入れなきゃならぬという考えを持つ一人ですけれども、現行制度はその枠内で判断したとしても、これだけあなたいろいろなことをやって削って削って、それもどれだけの予算が一体削れるんだらうか。三分の一カットやっつてどれぐらい削れるんだらうか。二号俸やめてどれぐらいの人間が対象になって——私の計算によれば一億ぐらいしか達しませんね、予算として。それほどまでして過去の先例に従って削らなきゃならぬものかどうか。長官、こんな細かいこと知らぬでしょう。あなたは事務当局の説明まるのみで、ああそうかとかで削ったんでしようけれども、これはしかし私は担当大臣としては許されぬ、そういうことは。もう少しやっぱり高齢者に温かみを持つならこんなやり方は私はひきようだと思ふ。臨調なんかそんなことまで言っている問題じゃないと思ふんだ、私は。そういう意味でこれは指摘をしておきます。

それから次に私がお聞きをしておきたいのは、恩給外所得の問題についてお聞きをしておきますが、実はこの問題は、百五十三万に今度は決められておるようですね。恩給額がそれを決められた一体根拠、現行はいま百四十九万ですけれども、どういう計算で百五十三万ということになったのかどうも私よくわからない。私も計算してみたいけれどもわからない。説明を願いたいと思います。

○政府委員(島村史郎君) 多額停止基準と申しますのは昭和四十八年から実施をいたしておるわけでございますが、そのときは六十万円というところで実は発足をしたのであります。それから逐次ペースアップがなされたもので、このペースアップのたびごとに一応万単位で要するに四捨五入をいたしまして計算をすつとしてまいっておりますが、そういういろいろのことがございまして、それを万単位を切り捨てずに、四捨五入をせずにそれぞれ厳密に計算をしてみたいわけでございます。その結果が百五十三万になると、こういうことでございまして。

○山崎昇君 それは本当ですか、あなた。いままであなたの方のやり方は、兵の仮定号俸を基礎にして計算をしてきたんですよ。いままでの制度を改めるのなら私はあなたの言うことをすんなり聞きます。しかし、そうでなければ百四十九万に、兵の仮定号俸は五・五%上がるわけでありまして、一・〇五五掛けますと、百五十七万九千九百五十円になるんです。計算に基づいてあなた厳密にやっただけのならば、万以下切り捨てにしたとしても百五十七万でなきゃつじつまが合わない。どうして百五十三万という数字が出てきますか。何を基礎に置いて、何を掛けて百五十三万という数字が出たんですか、説明してください、じや。

○政府委員(島村史郎君) これはいまおっしゃる通りに、昭和四十八年からずっと継続して計算をしたわけでございまして。その結果が百五十三万になってきた……。

○山崎昇君 去年までそんな方法をとりましたか。違うじゃないですか。前の年の兵の仮定号俸

の上がる率をそのときの金額に掛けて出して百四十九万出しているじゃないですか、あなた。どうしてことしだけは昭和四十八年までさかのぼってやらなきゃいかぬのですか。これもまた臨調の趣旨に合わせたということになるんですか。だから私は、きょう細かいことを数字であなたに聞いていますけれども、もう方から言え数字ですから、これは、理屈でないですから。だから努めて現実的に私も計算をしながらあなたにお尋ねしているわけなんだけれども、いまの答弁はそれは納得できない。勝手にその年その年で適当なやり方をされちゃたまるな。これも正規で言うならば、大臣、百五十七万でなければつじつまが合わないんですよ、これ。これもあなたは頭に入れておいてもらいたい。

それから、その次にお聞きをしておきます。私は九十四国会のときにも、当時の恩給局長との間に、恩給受給者というのはいくら減っていく。将来を見通して恩給というのはいくら減っていく。いではないか。それはなぜかと言え、共済組合やあるいは厚生年金等は十年、二十年先を計算をして掛金が幾ら、受給者が幾ら、何が幾らと出される。当然恩給についてもそういう検討があつてしかるべきではないかというので、いろいろここで論争をやりました。そしてその当時、将来検討してみたいということでありまして、それで終わっているんですが、検討されているんだと私は思っています。

そこで、皆さんの方の資料を見ますというのと、大体年間三万五千人ぐらい、受給権者が亡くなつていくわけですね。言葉を変えて言えば失権といいますが、そういう形のものになるわけですね。そこで予算を調べてみますと、五十六年度で大体百五十六億ぐらいある、恩給。それはなぜかという、普通恩給とかその他もあつていいる人が亡くなつて扶助料に変わる場合もあるでしょう、全くなくなる場合もあるでしょう、いずれにいたしましても、そこでことしの予算は、五十七年度予算というのとは臨調の答申に基づいて平年度化したか

ら、さっきあなたの説明では二百九十四億ばかりふえたと、こう言うんですね。二百九十四億ばかりふえた。実際は四百五十億ぐらいふえているんですけれども、百五十六億ぐらい五十六年度で余剰額が出ていいるから、それ引けば二百九十四億ぴったりなんですな。

だから臨調の答申、いま私は四つ五つお聞きをしておりますが、実態は全然恩給というのとは前進してないんだ、予算からいっても、中身からいっても。すべてもう削る、削る、削る、あるいは停止する、そういうものが予算面からいっても出てくるわけ。私は、ことしのこの恩給法のいま審議をやっているんですけれども、この中身を見れば見るほど実に頭のいい人が巧妙にこういうふうにな年寄りをいじめるものだなという気が本心に心から出てきますね。よくこんなに、臨調のあのたつた二行の文字にこれだけ忠実に年金あるいは恩給受給者を痛めつけなければならぬものかどうか。改めてこれ長官、考えにやいかぬじゃないかと思ふんですよ。

さらに、これは少しいまでも違つてあなたの方考えた点じゃないかと思うのは、普通恩給の最低保障の問題だけは逆に今度はいままでの方式と違つてふやしているんですね、これは。これだけはいままで私が指摘したことと全く違つたやり方をとっている。それはなぜかという、昭和五十六年のときは二段階になって、四月実施の分は公務員給与で、六月のときには消費者物価で、二段階方式をとって、そして厚生年金の方式をとりながら最低保障額というのを計算されている。ことしは五月実施ですから一段階方式にしたんですね。ところが昨年の計算でやつた額よりことしあなた方がやられた額の方が上になつていいるんですね。これはまた最低保障額を上げることですから、私はこの点はあなたの方苦心されて上げたんじゃないかというので支持をしておきたいと思ふんですけれども、一遍、ただ物の考え方として、ことし七十九万二百円にしているわけですが、その考え方だけお尋ねをしておきたいと思ふんです。

○政府委員(島村史郎君) 普通恩給の最低保障額につきましては、いま先生が言われましたような形で実は毎年最低保障の金額を引き上げてきたわけでございますが、結局従来方式の厚生年金に準じたそういう方式でやりました場合に、定額部分に掛けます物価倍率、これが五十六年度は非常に低額になっておるわけでございます。これを掛けますと逆に減少してくる、こういうことでございますので、これを取りやめまして、なるべく最低保障は上に持っていきたいということで今一段階のものにしたと、こういうことでございます。○山崎昇君 ですから、その点は私も計算したものを持っているわけです。従来方式でいくと七十四万六千二百円にしかならぬのですけれども、今度のこの法案でいきますと七十九万二千二百円になっておるわけですよ。そういう意味では、あなた方の今度のこの努力については、私は普通恩給の最低保障額については、ですから支持をしておきたいというんです。しかし、いままでずっとあなたに質問してきましたように、今度の恩給法を本当に見るといって、先ほど来個々について申し上げましたけれども、総括して言えば、実施時期が一月おくれる、新規改善項目が一つもない、長期在職者の二号アツプもこれもとめられる、六十六号俸以上は増額分を加えて、増額分の三分の一はカットする、また普通恩給の停止基準額についても従来と違ったやり方をとったんじゃないか、予算を見れば、平年度化した予算の範囲内で二百九十四億ばかりができ上がってきている、何の改善にもなっていない、極端に言えば、これが総括して言えば今度の恩給法の内容ですね。財政が苦しいことは私も承知しますが、これも、これほどまでに、いろんな年金の基礎になります恩給のあり方というものをめぐるってこういう処置というのはやっぱりとるべき筋合いのものではない。それも何百何千億というならいざ知らず、わずか一億でありまうとかあるいは一番多くて私の計算では十四億ぐらいだと思いますが、その程

度のを巧妙にこういうふうな何項目かに分けて、また新規の問題も拡大解釈をして、こういう減額の処置の仕方をするというやり方は私は納得できません。まだまだ細かな点がたくさんあるんですけども、せっかくきょうちよと厚生省と外務省に來ていただいたて、問題になっております、かつて日本人であつたんですが、いま外国人になつてゐる方々の補償問題等もちよとお尋ねしなきやなりませんので、具体的な数字を挙げての実は質問はこの程度にしておきたいと思ふんですが、いずれにいたしましてもこの恩給法はいままでのやり方と違つて、私はどうもこれは納得できないので、重ねてあなたにその趣旨だけ述べておきたいと思ふんです。外務省おいでになつてゐますか。——そこで外務省にお尋ねをしたいんですが、衆議院の内閣委員会、恩給法に関連して一つの附帯決議がつきました。「現在問題となつてゐるかつて日本国籍を持つてゐた旧軍人、軍属等に関する諸案件(解決済みのものを除く)について検討を行うこと」と、こういう附帯決議がつけられて、最近具体的には台湾人の元日本兵士に補償をというので裁判がございまして、判決が出されたことは御案内のとおりであります。そこで、私も国際法といひますか外交といひますか、そういうものがよくわからぬものですが、いまとりあへず出ておるものは台湾でありまうが、当然日本は朝鮮も一時併合したわけでありまうから、そこらの方々も私は入つてくるんではないんだらうか、こう思ふわけなんです、これを国際法的に見たら一体どういふふうに私も理解をしてこれからこの問題に対処していったらいいの、外務省の立場からちよと御説明願ひたい。○説明員(池田維君) お答えいたします。台湾人の元日本軍兵士の補償問題につきましては、去る二月に東京地裁の判決があつたわけでございますけれども、外務省といひましては、現

在関係各省庁との間で対応につきまして検討いたしております、同時に、欧米各国で同じようなケースについてどういふ取り扱いをしたのかということを目下調査中でございます。ただいまの御質問の、特に他の分離地域の人々との公平の関係ということで御質問がございまして、まず最初に台湾人の兵士の法的な問題から申しますと、御案内のようにサンフランシスコ平和条約によりまして日本と台湾との間では特別取り決めに結ぶことになっておりました、この結果によつて請求権問題を解決するということは想定されてゐたわけでございまして、一九七二年に日中間に外交関係ができました台湾との間では外交関係が消滅したということもございまして、こういう政府間の特別取り決めの対象として扱うということではできなくなつたわけでございまして、したがひまして、台湾との関係につきましては、民間の機構でありますわが方の交流協会、それから先方の亜東関係協会等を通じて台湾側の意向等も照会してゐるということもございまして、それから本件につきましては、同じような請求権の問題として波及が考え得るわけでございまして、けれども、その場合に、やはり日本国籍を取得しておりました、そのときに元日本軍兵士として戦場に赴き、戦没したりあるいはけがをした遺族の方々に對する補償の問題というのは当然出てくるわけでございまして、これは朝鮮半島につきましても北朝鮮との関係で、まず外交関係がございせんし、こういう請求権問題については一切これまで話し合はれてないわけでございまして、将来の問題として出てくるという可能性があると思ひます。それから韓国との場合でございまして、韓国につきましましては、政府間では請求権問題については解決しておりますけれども、仮定の問題といたしまして、もし国内立法によつてこつた問題は何とか解決するということになりました場合には、韓国におります個々の該当事者が日本の立

法をもとにして将来請求をしてくるという可能性も法的には出てくるのではないかとこのように考へてゐるわけでございまして。それから法的な問題ではございせんが、実質的な問題といたしましては、かつてやはり日本の占領下にありましたミクロネシアの人たちあるいはインドネシア、シンガポールにおきましても兵補というやうな形で事実上日本の兵士として徴用したということがありますので、そういう方々から同じやうな請求といふものが出てくる可能性はあろうかと思ひます。ただ、もちろんこの人たちの場合には日本国籍を付与したことはないわけでございまして、そういう意味では台湾の場合あるいは朝鮮半島の場合と異なると思ひますけれども、実質的には似通つたやうな問題があるといふように考へております。○山崎昇君 そうすると、外務省にお尋ねしますが、いま日本国籍でない人、この人たちにもし何らかの措置をするとなれば、これはどういふやうなことが考えられますか、外務省の立場から考へて。私よくわからないんだけれども、たとえば朝鮮を一つ例にとりましても、一九一〇年に併合しました。明治四十三年になるわけでありまうが、そうするとそれから日韓条約によつて、ちよと私が昭和四十年に国会に出たときに日韓条約が出ましたから、南半分の方は日韓条約の中であらう外交的に起きている、しかし北半分の方は、言ふならばいまあなたのように外交関係がないから、これから外交関係の問題も生じてくるであらう、こう思ふのです。ところが、それまでの間は日本国籍で日本国民であつたわけでしょう。いまは国際関係上、日本国籍はない。そこで日本の国内法で処置をするとなれば、これは外務省のサイドから考へると、どんなことが想定できるんだらうか。どうも外交関係私どもわからぬものですが、からお尋ねをしてゐるんですが、どんなことが想定されますか。○説明員(池田維君) 外交的な面ではな

くて、関係各省でよく協議しなければいけないことだろうと思えますけれども、日本国籍をかつて持っていた人たちが、そしてそれがサンフランシスコ平和条約によって国籍を喪失した人たちというのが、一つの法的な問題としては、はっきりと補償の問題というものを請求権という法的な根拠に基づいて訴えることができる人たちということであらうと思えますし、ただいま申しましたように日本国籍は付与されていなかった人たちというのは、そういう意味では法的な根拠はないわけでございますから、そういう人たちをどういうように扱うのかというのは、これは政策の問題になってくるのではないかと考えているわけでございます。

○山崎昇君 だからもし、日本国籍を持っておった方については本人に請求権があるとおたは言う。ただ、現行の法体系上ではできないというのが裁判所の見解であつただろうと思ふんですね。そうすると、改めて法的措置をとらなきゃいけないと思ふんですね。その場合に、外交的には一体どういふことが展開されるのか、この辺が私もよくわからない点なんです。

それから、いまあなたが例に挙げられましたミクロネシアとかインドネシアというのは当時日本国籍もなかった。ただ、現地で徴用されて、そして日本の軍隊に使われていろんなことをやらされた。そういう人たちの分はまた別にこれは法体系を考えにやいかぬのじやないかと思ふものですが、その辺私どもどうも国内法と外交上との問題がよくわからぬので、改めてひとつあなたにお聞きをしておきたい。

○説明員(池田雄君) ただいま御質問の点は大変にむずかしい問題だと思えますけれども、本件がもともと元日本兵であつた台湾人の方々の補償の問題ということでありまして、波及の問題をある程度防ぐということでありましたら、その立法の内容、仮にその立法ができるとして、そういう立法の内容が台湾人のみを補償するということができれば、それが法的には一番はつきりと

した歯どめにはなろうかと思えますけれども、ただ、法律というものは公平の原則と申しますか、特に一定の地域であるとかそういうもののだけを対象にするということにはなじまない性格のものだろうと考えられておりますので、台湾人だけにそういうことをした場合に、当然ながらほかの地域から同じような声が上がってくる、それに対してどういふように扱うかというふうなことになるわけでございます。やはりこの問題は、単に法的な問題ではなくて、政策的にとどこまでとめようとするのかといった問題になってくるわけでございます。

○山崎昇君 厚生省ですか。そこで、恐らくこの問題を担当するということになると、私は厚生省が中心になるんじゃないかと思ふんですが、厚生省としては、この附帯決議を見られて、いま私が読んだわけですが、聞かれて、どんな措置が検討されていくと――まあ、いまこうしますとあなた言えるわけじゃないかと思ふけれども、想定される対策について見解を聞いておきたい。

○説明員(沢江慎夫君) 先生御承知と思ひますけれども、厚生省で所管しております遺族等援護法におきましては国籍要件があるわけでございます。台湾人の方々は適用がないということでございまして、外国人には適用がないということでございまして、一つの考え方としては、この援護法の国籍要件の撤廃というふうなことも考えられないわけじやありませんけれども、御承知のように恩給法を補完するという形でできている援護法でございますので、この撤廃というのは制度的な均衡ということできわめて困難というふうにご考慮をしておきたい。

そこで、そういうことは別にどういふようなやり方があるかということでございますけれども、先ほど外務省からお話ございましたように、外交問題と密接に関連する問題でございます。それから、そのほか波及する問題もいろいろあるわけでございますので、非常にむずかしい問題であるというように承知しております。

なお、先ほどお話しございましたように、附帯決議であるわけでございますが、関係各省一体となりまして検討方を進めさせていただきたいと思っております。

○山崎昇君 いまの段階は私はどうだろうと思ふんです。思ふんですが、たとえば何千損失補償法というふうなやつになるのか。あるいは適用をさかのぼらなきゃいかぬわけでしょう。国内法でやるとすれば、いつからいつまで日本国籍のあった者についてはどうします。しかし日本国籍がないけれども日本で現実に損害を与えた者についてはどうしますと、技術的に言えば法律の中心は整理しなきゃならぬと思ふんですね。それをどうの範囲までやるかというのは政策論でそれは出るとすると思ふんだけれども、厚生省として考えられる援護とすれば――援護といひますか補償といひますか、とすればどんなことが――まあ、あなたの考え方では結構で、これが後であのときあんなことを言ったからどうだなんてそういう言い方をするとつむりであるわけありませんが、私もいろいろ考えてみるんだけれどもなかなかかわからぬものですから、専門であります厚生省のあなたの考をお方を参考までにお聞きをしておきたい。

○説明員(沢江慎夫君) 率直に申し上げまして、具体的な検討にはまだ至っておりません。そもそも台湾人の方々に對する補償についてどうするかというふうなまだ入門的な段階でございますので、そこには至っていないということでございます。いずれにいたしましても、先ほど外務省からお話ございましたように、外務省その他の関係各省を中心としたしましてその対応について検討しておるということでございます。

○山崎昇君 いまの段階はまあその程度だと思ひますので、こういう附帯決議がついていられるわけですから十分ひとつ御検討をお願いをしておきたい。結構です。

そこで、最後にもう一遍総理府に戻しまして一点お聞きをいたしますが、総理府に広報室があるわけなんです、これはどんな組織で、大体どれ

ぐらいの人間で構成されておつて、そして大筋どんなことをやっているのか、ちょっと聞いておきたい。

○政府委員(小野佐千夫君) お答えをいたします。総理府広報室の職員は四十八名でございます。その構成は、室長のほか参事官が八名、補佐クラスが十四名、係長クラスが十一名、その他一般職員が十四名でございます。

次に、どんなことをやっているかというお尋ねでございますが、総理府広報室におきましては、国民生活に関連の深い各種の政府施策を広く国民の皆さんに知ってもらいその理解と協力を得るということを目的といたしまして、私どものところで所管いたしております各種の広報媒体、これは各省庁が共同で利用できる広報媒体でございますが、これらの媒体を活用いたしまして必要とする各般にわたる広報を実施いたしております。

○山崎昇君 私の調べだと、昭和四十八年にこれが発足したと聞いておるわけですね。昭和四十八年に総理府の広報室というのが発足したと聞いています。誤りありませんか。

○政府委員(小野佐千夫君) 総理府広報室ができましたのは昭和三十五年の七月でございます。先生いまお話しした四十八年というのは、四十八年の五月に内閣広報室ができたわけでございます。

○山崎昇君 内閣広報室はあなたの方と兼ねていられるわけでしょう。そういう意味では四十八年が名実ともに総理府の広報室といひますか――内閣広報室と兼ねているというふうにご考えていま四十八年と聞いたんですが、誤りありませんか。

○政府委員(小野佐千夫君) 私たちは総理府広報室が本務でございます。内閣広報室の仕事を兼務いたしております。

○山崎昇君 そこで、時間がありませんから私の方から調べた予算をちょっと言ってみるんですが、誤つておつたら違つて言つてください。内閣広報室とあなたの方は兼ねているのです

から四十八年からのを調べているんですが、四十八年が三十四億、四十九年五十八億、五十年七十一億、五十一年九十億、五十二年九十九億、五十三年百億、五十四年百二十七億、五十五年百三十三億、五十六年百三十四億、こうなっていますね、予算で言えば、まあ端数はあるかもしれませんが、とにかく年々の広報予算というのがふえていくわけなんです、多少の違いはあるかもしれませんが、大体私この数字で間違いないんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(小野佐千夫君) 先生いまおっしゃいました五十四年以降の予算はそのとおりでございますが、それ以前の予算は数字が若干違っております。

○山崎昇君 そんなに違いないでしょう。若干違うだろうけれども、そんなに違いないと思うんです。

○政府委員(小野佐千夫君) そんなに大きくは違っておりません。

○山崎昇君 そこで聞きますが、一体この広報はテレビとかあるいは新聞、週刊誌あるいは月刊誌、いろいろお使いになるんだと思うんですが、その内訳は大体テレビがどれくらいで、それから週刊誌がどれくらいで、月刊誌がどれくらいで、新聞がどれくらいで、もし区分けできたら、大ざっぱで結構ですが、御説明願いたい。

○政府委員(小野佐千夫君) 昭和五十六年度について申し上げますと、テレビ、ラジオ等の電波媒体が五十一億四千万でございます。それから週刊誌、月刊誌それから新聞の記事下の活字媒体でございますが、五十六年度が三十九億八千六百万でございます。個々の週刊誌、月刊誌別の資料はただいま持ち合わせておりませんのでございませう。

○山崎昇君 そこで、これはよいなことですが、この間私はNHKの番組に「クイズ面白ゼミナール」というのがございまして、NHKのこれは番組ですが、夜八時からやっている。これの三月十八日の番組を見ておりましたら、一日の日本の情

報量というのはどのくらいあるか。カラーテレビに直してこれ計算されているんですが、一日カラーテレビ十八時間だそうでありまして、これを雑誌に直すと二百ページの雑誌十一冊分に該当するということですね、このときの説明では、

そこで、いまあなたからテレビ、新聞、雑誌等ひくくめて中身、内訳、いま資料がないと言っから聞かせないけれども、一体これだけ情報網が発達してマスコミも発達しているときに、広報室でこういうことをやらなければ政府の考え方が国民に浸透しないんだらうか、私はどうもその辺のことに少し疑念を持っています。加えて、あなた方はテレビとラジオに使っているのは五十一億四千万というんですが、一体この効果の測定をやったことはありますか。一体視聴率がどれくらいで、どんな効果が上がっているんでしょうか。私はきょうこれははずか一語ですけれども、週刊新潮のこれは三月二十五日号、「視聴率ゼロ 行革の盲点 政府広報番組」——こんなものはやめなさいというのがこの中身ですけれども、一体総理府の広報室でこれだけの金をかけてどんな効果があるかあなた方は測定しているのか聞いておきたい。

○政府委員(小野佐千夫君) 私どもといたしましては、わかりやすく国民の皆さんに親しみやすい広報をモットーにいたしまして、行政各般にわたる政府広報を実施しておるわけでございまして、先生のお言葉ではございませうけれども、かなりの効果が上がっているというふうに確信しているところでございませう。

それから政府広報の測定方法につきましては、民間の視聴率の調査でございまして、放送モニター制度等を活用いたしまして、広報の効果把握しているところでございませう。たとえば総理府提供のテレビ番組の視聴率を例にとりて申し上げますと、五十六年度の四月から五十七年の二月までの十一ヶ月間の平均でございませうが、これがおおよそ三割程度になっております。番組内容等によりましては若干の相違もございませうが、高いもの

は一五%の視聴率を上げているというものもございませう。

なお、政府広報番組はいわゆる教養・教育番組の範疇に入ると思われますが、一般的には娯楽番組等と異なりまして教養・教育番組の視聴率というのは大体三割程度が確保できればまずまずの線というふうに実は承知いたしておるところでございませう。

○山崎昇君 これは一語ですから、私これで全部判断するわけにはいかないと思うんですが、これによると、一生懸命見ているのは中村メイコさんの「メイコのくらしと税金」、それから食糧庁と米穀協会が出した「キッチンパトロール」というのがかなり見るようであります。あとはほとんど見る者がいない。そして一方的でPRのにおいがぶぶんぶんと。そして最近、特に偏向番組みたいなものが多いいのではないかと指摘がされている。ほとんど視聴率ゼロというのが、全体を通じて言えば、ときにはあなたは一五%なんという数字を挙げたけれども、ないというんです。もう行革やるならまず真つ先にこれなくしなさいというのが、一部の人はありますけれども、意見もある。

内閣広報室でもう一つ私はお聞きしておきたいんですが、総理大臣が何か外遊されるというとき記録映画をつくるそうですね。で、平均一回の制作費が千五百万だそうですね。一体これは私どもも見たこともないし、公開されたこともないんですが、この総理が外遊するときに千五百万も出して記録映画をつくらせて、これはどうなっているんですかね。

○政府委員(小野佐千夫君) 総理が海外のサミット等に参加される場合に、いろいろ重要な方々との会談とか接触があるわけでございませうが、それらの公式的な記録保持という立場から記録映画を作製いたしております。なお、つくりました映画につきましては、御要望があればこれを貸し出してごらんに入れているというのが実情でございませう。

○山崎昇君 だれも知らぬですよ、こんなことは、あなた。私はたまたまこれ「首相官邸の秘密」という本ですよ、これ。これは読売新聞の政治部の次長さんで森岸生さんという方が書かれた本であります。この人によると、平均千五百万程度である、「ところがこの記録映画は、首相が一回、首相官邸で試写会をするだけで、あとはお蔵入りである。中には、首相や同行議員の選挙区でのフィルムを借りて巡回映画会を開いて、ちやっかり国費で選挙運動をする者もいる。せいぜい利用できるのは、この程度のことである。」と。国費を投じて、あなた方は総理府の広報費と称してこういうものをつくって、使っているのはだれか、与党の一部の議員だということなんです。やめるなら真つ先にこういうものをやめなさいということですよ。これがこの人の——私が言っているんじゃないんだ、これ。こういうことをあなた方は広報費と称してやっておる。

さらに、佐藤さんが総理大臣のときには一日内閣というのをやられましたね。佐藤さんがいなくなった後、これまたどこかへ消えちゃって何もない。そしていま聞けば、年間百三十三億から百三十四億の金を使って、五十六年度だけで言っても、テレビ、ラジオで五十一億、新聞、雑誌その他で三十九億も金を使って、評判が悪くて、効果の測定も満足にできない。首相が外遊すれば記録映画はつくるけれども、一遍見ただけでお蔵入りで、あと使っているのは選挙運動だと言った。こういう広報費の使い方はなんぞということ改めるべきじゃないですか、どうですか。

○政府委員(小野佐千夫君) 先生ただいま御指摘の記録映画につきましては、各都道府県の視聴覚ライブラリーに配布いたしまして、広く国民の皆さんに見ていただくように今年度から措置するようにいま準備を進めているところでございませう。

○山崎昇君 結局はやってなかったわけでしょう。いま、あなたみじくも今年度から各地方に連絡をとってやっていますとか、あるいは最近

大臣の出演番組だとか、その他いろいろなもの出てきますけれども、やっぱり私も聞いても余り見る人はいませんね。ただ、大蔵大臣なんかおもしろそうだから見ていると、言う人もいます。が、やっぱり私は、役所がきつと広報するならば必要でしょう、効果の測定がどうかということもきちっとしてやるならいいけれども、これは私が指摘したわけじゃない、この人がいまこういう指摘をしているわけですから、謙虚にあなた方は受けておいて、こういう問題についてはきちっとしておいてもらいたい、こう申し上げておきたいと思ひます。

それから長官、あなたに、これは言っていますんでしたことで恐縮でありますけれども、あなたの見解を一点だけ聞いて私はやめたいと思うんですが、最近天下り人事ということについて、主として行管庁長官が何かに担当したいで、臨調との関係もありましてやっておるんですが、私は人事を扱う総理府としてもこれはやはり相当気を使っておかなきゃならぬ問題じゃないだろうかという気がするんです。きょうは人事局長さんの御出席を言っておりますからあなたの見解だけ聞いておきたいんですが、ただ私は天下り天下りと言っても、分ければ三つほどになると思う。

一つは、国から自治体に行く者、これは、実は私あした自治省と厚生省へ行くんです。今月の二十日ごろに北海道庁の財政課長がかわるんですよ。それからまた同じ時期に北海道の民生部の課長がかわるんですよ。ここの人事の都合でかわるんですよ。そして前回もここで申し上げましたけれども、総務部長、財政課長とか、そういう主要なポストはもうほとんど中央の方で占められる。ほとんど地元の者はついてないんですよ。ですから、天下りと言つても国と地方の関係が一つ、二つ目は、各省から政府関係機関、俗に言う事業団あるいは公団とか、こういうところにおりていて、最近、御存じのように渡り鳥だなんという言葉さえつけられて退職金をいっぱいもらって歩く。それから三つ目は、民間企業へ行く。この場合には、

一部の方については人事院の審査があつて承認がなければ行けない場合もありますが、大体関連ないという形で民間に行つてゐる。

同じ天下りと言つても、私はこういう大ざっぱに分けると三つぐらいになると思うんですが、これは私は人事を扱う総務長官としても、これだけ長い間騒がれてこれだけ議論されているにもかかわらず、ほとんどと言つていいぐらいこれが改善されないし直されない。これは私は、一行管長官が臨調の問題としてだけ扱うべき筋合いのものじゃないんじゃないだろうか。本来なら官房長官においでいただいて内閣としての見解を聞かなきゃならぬけれども、きょうはお呼びしてありませんし、突然であります。私はやっぱり総務長官の見解を、あなたは知事もやられておられましたから、お聞きをしておきたいと思うんですが、そのうちの一つ、ジョッキンギンな記事として、実は青森県でこの新聞でありますけれども、中央から行かれた方が組合の追及で、私はやめまうという辞表に判を押したという記事がきのう出ましてね。私は行った人に罪はないと思うけれども、受け入れ側ではそういうトラブルがやっぱり起きているんですよ、現実的に。これはきのうの毎日新聞です。実際問題としては、

それから、これもいつか明らかにしたんですが、北海道で課長さん以上のアンケートをとった。これは現職の方々には実名入りでとったんです。そうしたら、約六割の人が回答を匿名で出しまして、やっぱり庁内が暗いと言ふんですよ。自分と同じようなのが中央で採用されたら課長になつて出てくる。自分は何年いても上がつていかない。人材がないわけでもない。そういう意味で、実際には管理職の皆さんでも心の中はかなり大きな批判を持っている。そういう意味で私は、この天下り人事という、天下りという言葉も余りよくありませんけれども、こういう人事というのは、公務能率が私にやっぱり上からぬ一つの要素になり得るんじゃないだろうか、こういう気もいたします。で、知事の経験を持たれてゐる総務長官であ

りますから、総務長官の見解をひとつ聞いて、きょうは私の質問を終えておきたいと思ひます。

○國務大臣(田邊國男) いま、三点にわたつての天下り人事の問題が御指摘ございました。国から地方自治体へ行く天下り人事の問題につきましては、私が地方自治体を預かりました十二年間の経験からいいますと、やっぱり中央から優秀な人材を入れるということは、いわば自治体の中に新しい血をつぎ込む、いわば非常に優秀な人材を入れることによって果もさらに政策面、人事面でも大いに意欲を燃やしてくると私は判断をいたしておりました。したがつて、十二年間私がやった経験では、総務部長あるいはまたその他の部長、あるいはまた課長を導入いたしました。そしてよき政策と果政を展開した経験からいしまして、こういうことは大いにやるべきだと私は思つております。

ただ、この結果はどうなるかといひますと、地方の自治体を十分知つた優秀な人材が本省に帰りますと、全国の府県が何を求め、何を考へてゐるかということをよく熟知した人たちがいわば中央官庁の長になつたときに、地方自治体に対する理解度というものには非常に多くなつてくる、私はそういう判断をいたしております。ただ、最近におきましては、地方自治体も地方公務員の試験によりまして有為な人材が順次ふえてまいりました。そういう意味では、この点につきまして、人員等についてはある程度のやっぱり弾力性を持たせるべきではないかと、こう思つております。

また同時に、地方自治体から中央に派遣をして、中央の空気を吸ひ、そして中央のいろいろな機構を身につけて帰ってくる、こういう人事の交流が行われることは、いま地方の時代と言われるときに、特に私はこの問題だけは私の経験から申ししますと大事なことであると思ひます。ただ、一部にいろいろの弊害が出たといふことは、これは私は一つの局地的な問題であらうと思ひます。私はその際、組合からいふいろいろな意見を出されましてけれども、この問題につきましては明確に

お答えをした経過がございます。

それから第二の、各省庁から公団への天下りの問題があります。

私は、この問題につきましては、やはり役所の方たちがすべて浪人をしてしまわなきゃならぬといふことは考へるべき問題だ。ただ、公団とか営団といふところの総裁とか副総裁だとか、そういうところに全部名前を連ねるということ、これは私は非常に考へるべき問題ではないか。むしろ総裁あるいは副総裁といふようなところは民間企業の有能な人たちが投入をして、そして新しい一つの経営形態といふものをつくり出していくという必要があるかと思つております。したがつて、この問題について、これは私のあくまでも私見でございますが、そういう考へ方では私は今後進めていくべきである、こう思つております。それからもう一つは、民間企業へ行く問題があります。

先般からいろいろと内閣委員会等でも、衆議院でも質問もございました。この点につきましては、私は、長い間の経験を生かした人たちが、民間企業が要望する場合に、その企業へ行くことは決して悪いことではないと思ひますけれども、特に何か関連が深い、そして何かおみやげを持つていくような形の人事の異動といふものは考へざるべきものではないか、こう判断をいたしております。

この特殊法人への天下り問題は、内閣官房でこの点については十分配慮をするという決定、方針が閣議でも出ておりますので、私どももいたしましても十分今後改善の措置を講ずるべきものである、こう考へますと同時に、私は、内閣を代表したといふことでなくて、総務長官としての考へ方としてひとつお聞き取りをいたしたいと思ひます。

○山崎昇君 私の方も、何も内閣代表としてきょう聞いているわけじゃありませんし、事前に通告したわけでもありません。ただ、きのうのそういう記事が出て、私があした自治省、厚生省に行くことになつてゐるものですから、現地から、やっ

ばり中央の都合で人事がいまごろかえられる、そして二年ぐらいたったらまた引き上げられる、そして同一のポストがほとんど中央の人が全部占める、こういうものはいかかという意見がやっぱり強いからいま言っているわけなんです、私は一切行くことまかりならぬなんというそんなことで申し上げているわけではありせんけれども、弊害の方が最近多くなっているものだから、これは人事を扱う総務長官としても十分ひとつ御検討を願っておきたいというふうに思います。

本来なら、そのほか「戦没者を追悼し平和を祈念する日」というのを閣議で決めたいですから、それらのことについてもお聞きをしたいと思っておりますけれども、もう時間が来ましたので、先ほど述べましたように、この恩給法一つをとってみても、やっぱり余りにも所得保障としての老齢者に対する扱いが私はひどすぎるんじゃないだろうか、こういう気持ちがあるとしても私共では、重ねてその点だけは申し上げて、私の質問をきょうは終わります。

○中尾辰義君 最初に、恩給改善の基礎となつております公務員給与のベース改定につきまして総務長官にお伺いしますが、昨年の人事院勧告は、御承知のように財政状況あるいは臨調の第一次答申を反映いたしまして一部不完全実施になったわけですが、本年の人事院勧告に対する政府の姿勢、取り組み方、こういう点につきましてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(田邊國男君) 人事院勧告につきまして私の取り組み方ということでございますが、公務員の給与改善につきましては、政府として、民間の準拠によるいはば人事院勧告を尊重するという従来のたてまえに立つてこれに対処していくことが適当であると実は考えております。

現在、人事院におきましてはまだ勧告のための作業が進められておる段階でございますので、人事院から勧告が出された場合、その時点におきまして諸般の情勢を踏まえ、その取り扱い方という

ものを実は検討しなければならぬ。しかし、私としては、人事院勧告というものが出た場合はこれを尊重するという基本的なたてまえに立つて対処をしてまいることが従来と変わりございません。この場合におきましては、誠意を持って対処するという考え方であります。

○中尾辰義君 再度お伺いしますが、人事院勧告が本年も昨年に続いて不完全実施になる、そういうことになりますと、これはいままでの安定した労使関係あるいは公務の能率性等を阻害しかねない、こういったような問題が出てくるわけでは、それだけではございません。公務員の例の労働基本権制限の見直しというようなことまで問題になってくるわけでありま。そこで、昨年の行革国会における総理の答弁を見ましても、この点は理解をされておると考えるわけでは、

そこで、この問題は財政問題と別々に処理されるように要望したいわけでございますし、この点を念頭に置いた政府の決意といえますか、まだ出ておりせんけれども、その点を再度お伺いしておきます。

○国務大臣(田邊國男君) 私は、いま申し上げましたように、五十七年度の給与改定問題が出た場合、私といたしましては、やはりその人事院の勧告に従つてこれを尊重していく基本的なたてまえに、ただ、臨調の第一次答申、こういうものに基づいて臨時緊急措置を五十六年度はとつた、こういう経過もございます。しかし、今年におきましては、この委員会でもいろいろと御指摘がございまして、このように、大変、この人事院勧告を尊重するか、こういう点を強く求められております。私自身は、やはり人事院勧告は労使のいわばよき慣行というものを継続する、そしてまた基本的な人権の尊重、こういうことから考えまして、人事院勧告を尊重をしていく、こういうたてまえにつきましては、いささかも変わりません。したがって、もし勧告が出た場合には、先ほど申しましたように、この勧告を尊重するという基本的なたてまえに立つて

給与問題に対処をしていく、こういう考え方でございします。

○中尾辰義君 次に、今回の恩給法の改正案の内容に入る前に、恩給の基本的な問題につきまして二、三お伺いしたいんですが、これはいままで大分議論されたんですけれども、恩給の概念、性格について政府はどのような見解を持っておるか、お伺いしたい。

○政府委員(島村史郎君) いまさつきもお話がございましたが、恩給法につきましては別に恩給という定義はございません。しかし、いろいろの学説がございまして、五つか六つぐらいの学説がございまして、一つは、何と申しましょうか公務員が在職中のそういう経済能力の補てんに対して要するに補償をする説、それから功労説というように幾つかの説がございします。私どもとしては、いろいろございしますが、一つには功労説的な考え方もございしますし、所得保障という考え方もございします。いま先生のところでいろいろ御指摘がございしましたので、この点もさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 いろんな考え方があから聞いているのであつて、いろいろありますじや余り答弁にならないのです。それで恩給発足当時は、これは恩恵的あるいは国家補償の発想によつて出たことは間違いないと思ふんですね。過去の国会答弁にありますように、近年では社会保障制度と切り離して恩給を見るというたことは考えられなくなつてきたわけでありま。たとえば、公務扶助料受給者の大半の人が最低保障額適用者であると、そういう実態から考えてもそういうふうには言えると思ひます。

すでに昭和二十五年に、社会保障制度審議会が総理大臣に対して出した社会保障制度に関する報告の中でこの関係について触れているわけですが、政府として恩給を社会保障制度の一環としてとらえる考えが必要と思はれるが、その辺いかがです。

○政府委員(島村史郎君) 恩給は、基本的に長年

公務に従事した人、それから戦没者の遺族あるいは戦傷病者に対する国の補償として支給するものでございしますから、基本的には社会保障制度とは若干違つておるわけでございます。しかしながら、恩給制度というもののいろいろそのときどきの社会的経済的な基盤に非常に影響されますので、私どもも社会保障的な考え方を導入をしてきております。たとえば最低保障というふうなものとか、あるいは寡婦加算というふうなものとか、あるいは寡婦加算というふうなそういうものを恩給制度の中に取り入れて、社会保障的な意味合いというものを強めてきておりますが、今後ともこういう社会保障的な考え方というものは逐次取り入れていく必要があるというふうに考えております。

○中尾辰義君 次に、恩給の予算及び受給対象人員の将来の見通しについて伺いたいんですが、厚生年金保険や国民年金あるいは共済組合などにおける受給者の推移、収支見通しにつきましては、これは厚生省なり大蔵省で試算を行っているわけですが、総理府といたしまして十年、二十年先の試算をこの恩給につきましていらっしゃるのか、あるいはしていないとなれば、大ざっぱなそういう程度のもので見通しは持つていないのか、それとせ細かい計算ができないのか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(島村史郎君) 昭和五十七年度の恩給予算額は一兆七千二百五十億円でございます。その人員は二百四十七万人でございます。そのほかに国会議員の互助年金、これは六百人おられましてそれが十四億円、それから一時金を一応十万人を対象にしておりまして十七億円が含まれております。

将来におきます恩給受給者の推計は私どもも現在やっております、現在のとこ一年間に大体三万五千人ぐらいつ減つていっているというのが実は現状でございます。で、私どもは現在の死亡表といたのを使ひまして、そして現在の生きてゐる人が六十五歳なら、その方が大体いつごろ亡くなるかというのを推計をして、そういう見

込み数を計算をいたしておるわけでござい
ます。それで私どもが、これは一応の計算でござ
いますけれども、やった結果を申し上げますと、昭
和六十五年度が約百九十四万人、昭和七十五年度
に約百二十五万人ということでございします。現在
は二百四十七万人でございしますから、まあ二十年
後ぐらいには約半分ぐらいになるんではなからう
かという感じでおるわけでございします。

○中尾辰義君 金額は、

○政府委員(島村史郎君) 金額は、これは非常に
仮定を置かないと計算ができないわけでございま
すけれども、現在のままベースアップは全然しな
い、それから改善も行わないという前提を置いて
計算いたしますと、昭和六十五年度に一兆三千二
百六十億、昭和七十五年度に七千五百八億とい
う一応のこれは推計でございしますが、これは非常
にいま申しましたような仮定を入れての
計算でございします。現実にはこうはならない
というふうに考えますが、そういう仮定を置いた
上で計算すればこういう数字になるということで
ございします。

○中尾辰義君 まあ、それはいろいろ公務員の
ベースアップもあるし、なかなか見通しも大変で
すわね。大ざっぱなところを大体理解しましたの
で……

次に、五十七年度の恩給予算改善内容は、臨調
の第一次答申やあるいは行政改革、こういう面が
強調されておる中で決定されたものでありまし
て、そこで大分厳しく抑えられておるわけですが、
行政改革のどういふ点に今回の恩給のベース
アップが影響を受けたのか、その特徴といったよ
うな点につきまして伺います。

○国務大臣(田邊國男君) 昭和五十七年度の恩
給改善に当たりましては、例年にない厳しい財
政事情のもとに臨調答申の趣旨を踏まえて、いわ
ばベースアップの実施を一カ月繰り下げるとい
う恩給費の増加を抑えようというところでござ
います。この点につきましては、私も昨年の暮
れの前算折衝におきましてはできるだけの対応を

いたしたけれども、一カ月繰り下げざるを得
ない、こういう結果でございました。また、その
内容におきましても、基本的には年金恩給の実質
的な価値を維持するという観点からも、例年行っ
ておりますベースアップ及び各種の最低保障額等
の引き上げに限っている、こういうことでござい
まして、これも臨調の答申がやはり恩給費の増加
を極力抑制をして新規の個別改善は行わない、こ
ういふような答申も踏まえてやむなくそういう形
をとったわけであります。

○中尾辰義君 この恩給予算は、前年度と比
べまして伸び率は十年來の最低になっております
が、幾らになつておりますか。

○政府委員(島村史郎君) 四・九%の伸びで
ございします。

○中尾辰義君 それじゃ過去十年間の資料はあり
ませんか。過去十年間の恩給の伸び率ですね、
ちよつと参考までに教えてください。

○政府委員(島村史郎君) これは最近にない低
い伸び率でございまして、いま申し上げましたよ
うに、五十七年度が四・九%でございしますが、五十
六年度が一〇・九%、五十五年が九・二%、五十
四年が二・四%、五十三年が一四・四%、こう
いうような数字でございします。

○中尾辰義君 いまお伺したように、これは一
番最低の伸びなんです。その最低の伸びの中で
また四月実施が五月実施と、そういうふうに一カ
月おくれというふうなことがあったわけですが、
これは臨調の行革の答申もあるでしようけれど
も、臨調は弱い者は救済する、こう言っておるわ
けでして、高齢者や戦没者遺族のように社会的に
弱い立場にある人々のことを考えますと、今回厳
しい抑制措置をとったことが、財政の面もありま
しょうけれども、われわれとしては理解ができぬ
ことだと、こう思ふんですが、これはこの委員
会でなしに、国民の皆さんにお答えするようなこ
とで答弁してください。

○政府委員(島村史郎君) 私どもはもちろん恩
給局でございしますので、恩給公務員のそういう給
与の増加というものを考える必要があるのは当然
でございします。しかし、一方では臨調のそういう
答申が出てまいつておまして、この臨調の答申
で、そういう恩給の増加を抑制しろ、こういうこ
とでございします。したがって、それは全く相反す
る要望でございします。その辺をいかに調整し
ていくかというところに私どもの今回の予算編成
の非常に大きな悩みと申します。そういうこと
があったわけでございします。それに対して、私ど
もはできる限り最善の方法をとったつもりでござ
いますけれども、そういう一部確かにいろいろし
わ寄せが若干はいつているというところは、これは
やむを得ないというふうにお考えを願うわけでござ
います。

○中尾辰義君 やむを得ないとおっしゃっている
が、これは、非常にこういう点に不満があるわけ
ですね。

それで、次に入りますけれども、今度は恩給の
改善の実施の時期ですね。これは例年に比して一
カ月おくれになった、四月が五月からというふう
になったわけですが、これでは現職の公務員の給
与改定実施時期と均衡を失するということである
わけですね。それだけでなしに、衆参における附
帯決議の趣旨にも反するし、来年度以降このよう
な措置をとらないことを約束はできるのかどう
か。その辺いかがですか。

○政府委員(島村史郎君) 臨調の答申におきま
して、恩給費のことににつきましては、「昭和五十七
年度においては」と、こういうふうな、非常に五
十七年度という限定つきでございします。したが
って私どもも、来年につきましてはそういうことが
ないというふうにお考えを願うわけでございしま
す。

○中尾辰義君 それじゃことしだけということ
で。来年はまたこれは全然考慮に入れない、こ
ういふふうな理解していいですか。

○政府委員(島村史郎君) そういうことがない
ように努力してまいりたいというふうにお考えを
願います。

○中尾辰義君 努力するというところで、これは国
会答弁としてなかなか理解できない点もある
けれども、次に入ります。

次に、ことしは新規の個別改善はなかったわけ
ですが、昨年の個別改善、つまり長期在職の旧軍
人に係る仮定俸給の改善については二号俸アップ
という積み残しの部分があるわけですが、総理府
としてはどのように対処をされるのか。特に来年
度に向けての決意なりお考えを伺いたい。

○政府委員(島村史郎君) この長期在職の旧軍
人の仮定俸給の格づけの是正、いわゆる二号俸
アップというところでございしますが、これは昭和五
十六年度に二号俸アップをやりました、引き続き
さらに二号俸アップということでございしますが、
五十七年度におきましては、臨調の答申で「新規
の個別改善は行わない」と、こういうことでござ
いましたので、この「新規の個別改善」という解
釈でございしますが、これにつきましては、要する
に制度的なものは改善はしないという解釈でござ
いまして、量の増加というものと、制度的な恩給
の仕組みを変えて要するに改善をしていくとい
う、この二つがあるわけでございしますが、その仕
組みを変えて改善をしていくということについては、
この臨調の答申によりまして五十七年度はやら
ないというところでこれを見送ったわけでござい
ますが、五十八年度については、これを実施すべ
く私どもも努力をしてまいりたいというふうにお
考えを願います。

○中尾辰義君 そうしますと、来年は実施する
ということですね。そういうことで理解していい
ですか。

○政府委員(島村史郎君) 実施するように努力
をしてまいりたいということでございします。

○中尾辰義君 次に、恩給年額計算の基礎とな
っております仮定俸給年額の増額につきましてお
伺いしたいんですが、これは公務員給与を回帰分
析した結果に基づく調整指標によって増額を行
っているわけですが、この仮定俸給年額百二
十八万円未満について五・五%を引き上げている

点が昨年と少し違うわけでありまして。そこで、この百二十八万という額は何か意味を持った数字なのか、その辺よく私は理解できないんですが、お伺いします。

○政府委員(島村史郎君) 恩給年額のベースアップにつきましては、いま先生も御指摘のように、昭和四十八年度以降は前年度の現職の公務員給与の平均改善率を指標として行っておたわけですが、五十一年度からは公務員給与の水準だけでなく、その改善傾向をも反映させる方式で増額させることにしております。したがって、いわゆる回帰直線を当てはめて実改善率を算出しているわけですが、五十七年度におきましても公務員給与の改善傾向を分析した結果が四・五%プラス一万二千八百円という回帰方程式が得られたわけでございます。しかし、分析の対象とした公務員の給与の最高の引き上げ率が五・五%でございますので、この五・五%の接点と申しますか、それの一番交わるところが、いま先生が御指摘になった百二十八万ということになるわけでございます。

○中尾辰義君 昨年と本年、つまり五十五年度と五十六年度の回帰線の資料、これを見ても、アップ額の分布率はほぼ同じ形を示しているのに、下の方は本年の場合、つまり五十六年度の場合には上げ幅を抑えた形になっている。五・五%ということになっていますね。もし、昨年と同じ方式をとるならば、この兵の仮定俸給二十一号俸は年間九十一万六千七百円、六%アップ、こういうふうになるわけですね。そこで、公務員関係の扶助料、傷病恩給、普通恩給、こういうおのおの改善にも響いてくるわけでございます。これでは恩給年額計算の基礎となる仮定俸給の下の方を抑制するのは、いわゆる上の方が薄く下が厚い上薄下厚の趣旨にもとるんじゃないか。それと臨調だの財政だの、いろいろおっしゃったけれども、結局これは恩給受給者側に立つというよりか財政当局の側に回った姿勢、こういうふうには言われても仕方がないわけですが、この辺はどうお考え

なのかお伺いしたい。と同時に、昨年方式をとった場合に、仮定俸給の引き上げ等に要する経費はどのくらいふえるのか、その辺あわせてお伺いしたい。

○政府委員(島村史郎君) 公務員給与のベースアップの率は、私どもは本俸を使っておりますので、平均アップ率が五・〇%、これの公務員給与の分布を見ますと四・四%から五・五%の範囲に散らばっております。それで、公務員給与の今度の改善の実態を見ますと、五・五%というのは要するに中位クラスの——中位といいますが、真ん中クラスの階級のところに実は当たっております。したがって、こういう丸型の曲線になっておるわけでございますが、これを要するに直線回帰方程式を当てはめましたために、私どもとしては必ずしもこれが下に薄くなっているとは実は考えておりません。ただ、いま申し上げましたように、五・五%とめておりますので、先生の御指摘のように、もしそれを無限に延ばした場合に一体どうなるかということでございますが、約十億四千万円になると思っております。

○中尾辰義君 十億程度なら、これはまあ聞いてもむだかもしれませんが、昨年方式をとってもそう財政に響くというふうなこともなかったのじゃないかと思うわけですね。

時間がありませんで次へいきますけれども、次に五十六年度の公務員給与改善において、いわゆる管理職手当二〇%以上を支給される管理職公務員の給与が積みおくれたことでありますが、それから仮定俸給年額四百六十六万二千四百円、つまり六十六号俸以上の者に給する普通恩給につきましては五十八年三月まで増額分の三分の一を停止すると、こういう厳しい措置をとっているわけですね。六十六号俸以上に限った理由は那邊にあるのか。それと三分の一停止するということですが、その理由とそれから停止をされる対象人員、どのくらいあるのか、この三点につきましてお伺いします。

○政府委員(島村史郎君) 恩給のベースアップ

は公務員給与の改善を基礎として行っておりますのでございませうけれども、五十六年度の公務員給与の改定におきましては、管理職以上の給与が五十七年の三月まで一年間要するにベースアップが凍結されたということを考慮いたしまして、恩給におきまして、現職公務員の管理職以上に相当するということで六十六号俸以上のものをとりまして、その三分の一の停止をいたしましたわけでございますが、この六十六号俸以上というのは、現職公務員の行(一)の三等級の最高号俸を超える人でございまして、大体いまさっきも話がござい

ました二等級の相当、十三号俸とか何とかという方になるわけでございます。それから一方、軍人の場合につきましては、大体少将以上の階級になるといふふうに私どもは判断をいたしておるわけでございますが、これらの方について抑制措置を実は講じたわけでございます。

それから三分の一を停止する理由は、いま要するに現職公務員の管理職の方は全額支給停止になっておるわけでございますけれども、結局恩給公務員の方は、非常に、六十六号俸とはいいますが、思給費が年間約二百二十万とか三百万ということでございますので、そのベースアップ分の三分の一だけ、全額ではなくして三分の一だけを要するに停止をしたということでございます。

その停止の該当人員は約六千九百九十名でございます。節約額は約一億四千万円ぐらいになるというふうに推計をしております。

○中尾辰義君 ですから、全額じゃなくしてあなただ、三分の一の停止したというんでしょ。三分の一に何か意味があるのか。それとも財政の結論から、それにつじつまを合わせるために三分の一という数字を掛けたのか、どういうことですか。その逆算的計算をしたのか、よく大蔵省がやるんですよ、数字いじりですね。なかなかあれは理解できないですね。お金が足らぬからこういう計算をして、何か何分の一掛けて、それから百を引くとか、あれは普通の常識じゃわかりにくいんですよ。結局これだけお金が足りないから、これに合わせ

るためにどういう計算をしたらびしっと合うかと、こういうようなことをやっているとかなかなかわかりにくいんですね。まあ小理屈を言うかしりませんけれども、三分の一というのはどこから出た数字なのか、どういう点を考慮してこうなったのか、いかがですか。

○政府委員(島村史郎君) これは、別に私どもも正確な根拠があるわけじゃございませんで、いまさっきも申し上げたわけでございますが、昭和四十四年にそういう三分の一の停止をしたことがございまして。そういうことから、大体私どもも三分の一の停止でいいのではなからうかということでしたわけでございます。

○中尾辰義君 余り明確な答弁じゃありません。大体お金不足に対するつじつま合わせみたいな感じもするわけですね。

それで、あなたがいまおっしゃったように、この三分の一を停止した場合に一億四千万円ぐらいの額になると、こういうふうにおっしゃったわけですが、これなんかともまああなたがおっしゃったように、年間二、三百万といったら月に二十万程度です。わずか一億四千万程度であれば、これはもうこういうことは弱い者いじめじゃないか、こういう感じもするんですが、そこら辺はどうお答えになりますか。

○政府委員(島村史郎君) 私どもはそういう弱い者いじめということでは必ずしも考えたわけではございませんが、そういう現職の公務員の管理職以上の方が一年間ベースアップが全額要するに停止になっている。そういう精神というものの反映を何らかの形ですべきではないかということ、今回そういうふうな、普通ですと課長職でありますものをさらに上へ上げて考慮をし、さらに現職公務員ですと全額ものを三分の一まで要するに削減をいたしまして配慮をしたつもりでございます。

○中尾辰義君 それじゃ次にお伺いしますが、普通恩給の最低保障額の改善について、この改善の方法は昨年と違っておるわけですが、昨年

は二段階方式をとっておるんです。ところが、こ
としはそういうことじゃないわけであって、一段階
だけでございすけれども、これはどういう理由
に基づくのかお伺いしたい。

○政府委員(島村史郎君) 普通恩給の最低保障
につきましましては、いままでこれ、過去一、二年厚生
年金の方式に準じた算式を使いまして実計算を
してまいったわけでございます。いままでは、最
初は公務員のベースアップの率で四月からベー
スアップをし、さらに七月なり八月から厚生年金に
準じました算出方式を用いましてその額を算上
げてまいったわけでございますが、この算式にお
きましては物価指数を算は使っておるわけござ
いまして、物価指数が定額部分と報酬比例部分の
中の定額部分に掛けられることになっておるん
でございまして、この定額部分に掛けます物価指
数が非常に低い場合には、全体の金額が低く出
てくるのでございす。

それで、五十七年度につきまして、要するに五
十六年度の物価指数というものが非常に低く出
ておりまして、現在推計されておりますのが約四
割というございす。そういういたしますと、こ
れを計算いたしますと若干低く出てまいるのであ
りまして、したがって、普通恩給の最低保障を五
十七年度につきましては従来方式でやつた場合に
は五・五％のアップ率よりも低く出てくるもの
ですから、したがって私も低く出てくるもので
いう方式をとる必要はないし、またそれをとる
ということとは恩給公務員のためにもよろしくな
いことと、今回それを採用しませんでした。そ
の結果、今回はそういう一段階方式の引き上げに
なっておるわけでございます。

○中尾辰義君 次に、公務扶助料の最低保障額を
五月から五・五％引き上げて、さらに八月から年
額二万一千円を上積みし、遺族加算九万六千円を
含めて百三十二万二千円、つまり月額十一万、こう
いうことになっているわけですが、この月額十
一万はどういう根拠があるのか。それと、特に八
月から上積みをして二万一千円、これはどう

いう意味があるのか、お伺いしたいと思ひます。
この上積みの額は五十五年度が八万五千円です
よ。五十六年度は五万二千円になっております。
そして本年度は二万一千円と、大きく動いて少な
くなつておるんですね。この辺がわれわれとして
は、上積みの額というものは何によってこれは上
積みされるのか、どういふものを根拠にしている
のか非常に理解がしにくいわけですが、やっぱり一
つの方針なり方式を持って改善していくべきじゃ
ないかと、こういうふうに考えるのですが、その
辺いかがですか。

○政府委員(島村史郎君) 戦没者遺族に支給さ
れます公務扶助料につきましましては、かねてから要
するに恩給が再出発しましてから、他の恩給との
バランスから受給者の非常に強い要望がございま
して、特に五十六年度からは月額十二万円にして
もらいたいという要望が非常に強く出されておる
のでございす。これらの遺族の特殊事情も考え、
それからさらに私どももいたしまして、他の年
金との要するにバランスということも考えます
と、われわれとしてはこの増額を固めなければ
ならないということございまして、そのために
今回五・五％、五十六年度が月額十萬三千円と
ございまして、それに五・五％を掛けますと十萬
八千二百五十円ということになるわけございま
す。しかし、これではまだ少な過ぎるという判断
から、今度これを八月からさらに年額二万一千円、
月にいたしますと千七百五十円というものを上
積みをしていたしまして月額十一万四千円という
にいたしたわけでございます。このアップ率が
六・八％ぐらいになるわけでございます。現在の
そういういろいろな諸情勢を考えまして、これを
非常に大幅に引き上げるといふことも必ずしも適
当でないといふことで、十一万円というふうな現
在考えて措置をしたものでございす。

○中尾辰義君 ですから、この二万一千円という
のはどういふ根拠があるのかと聞いているんです
よ。上積みというものは年々減つてきておるん
で、さつきも申し上げましたように、五十五年が
八万五千円でしょう、五十六年が五万二千円、今
度は二万一千円。上積みというものは何で決めるわ
けですか。

○政府委員(島村史郎君) これは要するに、全体
の約十一万円というのを最初に決めまして、そし
て五・五％のアップ率を差し引いて実は決めるわ
けでございます。したがって、この十一万円程度
が妥当であるといふふうに私も判断をいたし
まして、この五・五％のベースアップ分を差し引
いた額がいま申し上げました二万一千円というこ
とになるわけでございます。

○中尾辰義君 それじゃもう一つお伺いして終わ
りにしますけれども、増加恩給とか傷病年金の改
善につきましましては、五月から五・五％増額する
さらには八月から上積み増額を行うというわけ
ですが、各病症、各款症間における上積みのくくり
方が昨年とかなり違つておるんですね。この各
症、各款症間における上積みの分は、これをちよつ
と読みますけれども、増加恩給の方で昨年の一項
症が八万、二項症から三項症が七万、四項症から
五項症まで六万、六項症から七項症まで五万、こ
うなつておるんですね。ことしの分は、一項症か
ら二項症まで三万、三項症から四項症まで二
・五万、五、六が二万、七で一万五千円と、こ
ういふふうになつておるんですね。それで間違
ないと思ひますが、こういうふうな昨年と項症間
のくくり方が低くなり、くくり方が違つておる
といふのは、これはどういふわけでしょうか。

○政府委員(島村史郎君) これは実は昨年、昭和
五十六年度につきましてはベースアップの部分
が低くて、そしてこの上積み額が多くなつておる
のでございす。五十七年度につきましては、逆に
ベースアップ部分が多くて、そしてこの上積み部
分が少なくなつておるというございまして、
トータルの金額でまいりますと、それほどの
差というものは実はございせん。いま先生が
おっしゃられましたように、一項症で申しますと
確かに五十六年は上積み額が八万円、それから五
十七年度は三万円ということございす。しか

しながら、五十六年度と五十七年度の第一項症の
総額としての引き上げ額を比較いたしますと、五
十六年は二十四万七千円、五十七年度は二十三万
五千円ということございまして、この上積み
額の差ではないわけでございます。要するにベー
スアップの部分とそれから上積み額と、こういう
ふうにあるわけでございますが、ベースアップの
率が年によつて変動してまいります。したがって、
この上積み額の方もこうやってその年によつて変
動していく、こういうことになっておるわけござ
いす。トータルとしては余り変わつていない
と、こういうことございす。

○委員長(遠藤要君) 本案件に対する本日の質疑
はこの程度とし、次回は四月二十日午前十時開
会することとして、散会いたします。
午後三時四十分散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属
処遇改善に関する請願(第二五七四号)(第二
七四六号)

第二五七四号 昭和五十七年三月二十六日受理
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属処遇改
善に関する請願
請願者 兵庫県水上郡春日町棚原二四八
岩本弘美

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

第二二四六号 昭和五十七年三月三十一日受理
南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属処遇改
善に関する請願
請願者 佐賀県唐津市山下町五ノ一、二〇
二 長谷川平

紹介議員 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)
一、恩給法等の一部を改正する法律案

第五号中正誤

べ少 段 行

誤

正

三 二 終わり
から 四

人民

有事

昭和五十七年四月三十日印刷

昭和五十七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局